

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

本区域は、石巻市の中心市街地などに医療・福祉・商業等の都市機能が集積し、この中心市街地から放射状に伸びる主要な交通軸上に住宅を主体とした市街地が形成されてきた。しかし、近年、このような中心市街地では商業、サービス、娯楽等の商業機能の低下が顕著になっており、これに代わって石巻市蛇田地区のように、市街地縁辺部の自動車交通の利便性が高いI.C.周辺などに大規模商業施設が立地し、新たな産業拠点を形成している状況にある。

一方、周辺の市街地では都市的未利用地の残存、既存ストックの有効活用等が課題となっている。

さらに、東北地方太平洋沖地震とそれに伴い発生した大津波により、沿岸部の住宅地や産業地が壊滅的な被害を受け、港湾・漁港を含めた周辺の産業機能の低下がみられているため、住宅地の再建とあわせて本区域の復旧・復興を牽引する産業地の形成及び産業集積の促進が課題となっている。

このことから、本区域では、各地区の状況にあわせて安全な住宅地の確保や産業地の形成などを図るとともに、駅周辺などの交通結節点において居住地と都市機能を集約させた中心拠点、その他鉄道駅の周辺等にコンパクトな住宅地を誘導し、これらと連携した道路機能の確保や公共交通ネットワークの維持・充実を行い、各拠点が連携した『多極ネットワーク型集約市街地』の形成を図っていく。

また、特別名勝松島や三陸復興国立公園に代表される恵まれた自然や文化財などの歴史的資源を活かし、観光地としての機能を充実していく。

□ 主要用途の配置の方針

- 安全で快適な住宅地の形成
- 臨海型産業機能の再生や内陸型産業機能の拡充
- 沿岸部の災害危険区域等における産業地への転換
- 居住地や都市機能を集約した中心拠点等の形成
- 各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実
- 都市を活性化させる中心市街地の再生
- 自然・歴史的資源を活用した観光都市の形成

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

本区域は、石巻市の中心市街地に産業・経済、教育・文化、医療・福祉等の各種都市機能が集積し、中心市街地から放射状に伸びる主要な交通軸上に住宅を主体とした市街地が形成されてきた。

しかし、近年、石巻市の中心部においては商業、サービス、娯楽等の中心的な都市機能が低下し、都市圏の中心としての商業機能の低下が顕著になっている。特に、市街地周辺部の自動車交通利便性の高い石巻河南 I.C.周辺の蛇田地区に大規模商業施設が集中し、新たに広域拠点的な商業地を形成している状況にある。

一方、周辺の市街地では震災時の防災性能の向上、都市的未利用地の残存、既存ストックの有効活用等、計画的な市街地整備の促進が課題となっている。

このため、日常生活圏単位の地区レベル、旧都市単位の地域レベル、そして広域圏といった都市圏レベルの生活・社会・経済の各段階に応じて各種都市機能を適切に配置していく必要がある。

また、特別名勝松島や南三陸金華山国立公園に代表される恵まれた自然や歴史的な文化財を活かし、観光地としての機能充実を図っていくことが求められている。

このような認識のもと、都市圏の均衡ある発展を牽引する中心地区の拡充・形成を図るとともに、幹線道路や公共交通機関等交通基盤の総合的な整備を進め、圏域内の各機能相互が連携して地域サービスの相乗効果を高める『機能連携型都市圏構造』を目標に都市圏の形成を図っていくものとする。また、徒歩、自転車、自動車及び公共交通の適切な機能分担を推進するとともに、各種都市機能相互を有機的に連絡する交通サービスの充実、円滑な交通流動の確保を目指し、次に示す都市機能を適切に誘導・配置していくものとする。

□ 主要用途の配置の方針

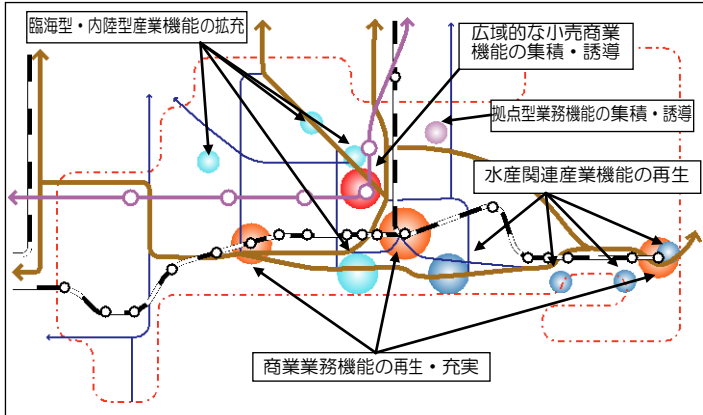
- 都市機能、都市圏に対応した中心核の形成
- 臨海型、内陸型産業拠点の形成
- 都市を活性化させる中心市街地の再生
- 安全で快適な住宅地の形成
- 国際観光都市の形成
- 各種都市機能の連携による一体型都市圏の形成
- 各種都市機能を結ぶ交通ネットワークの形成

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

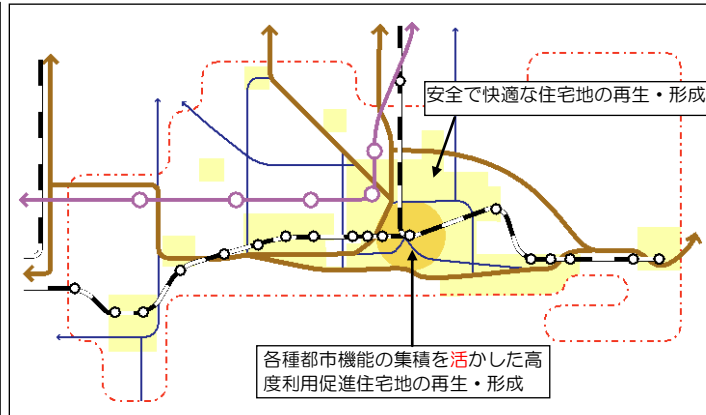
□ 構成要素別の配置の方針

【圏域の拠点機能】

- ・中心拠点（商業業務機能）
- ・産業拠点（工業流通機能）

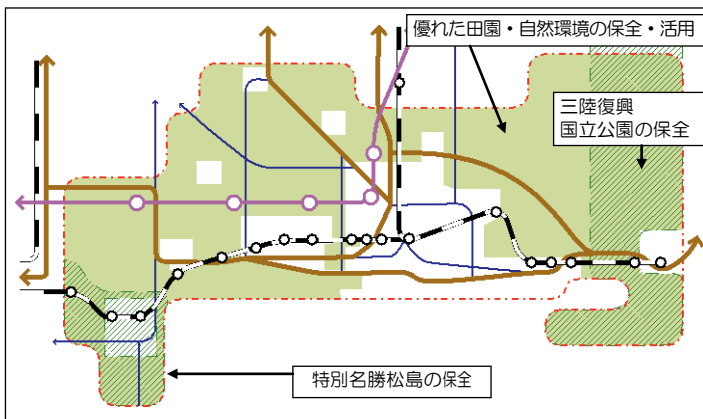


【居住機能】

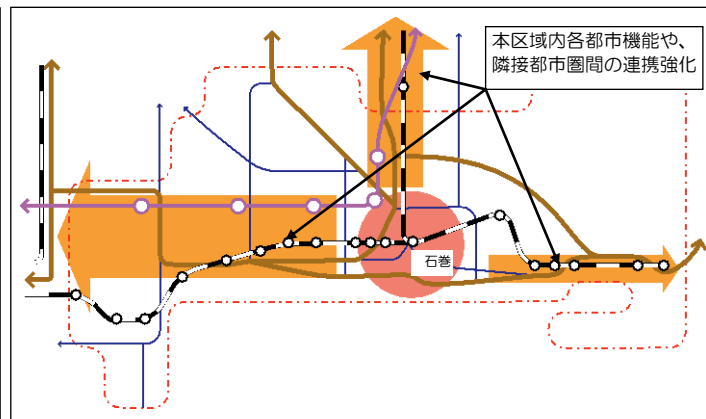


【自然的機能】

- ・国際観光機能
- ・田園・自然緑地



【地域連携軸】

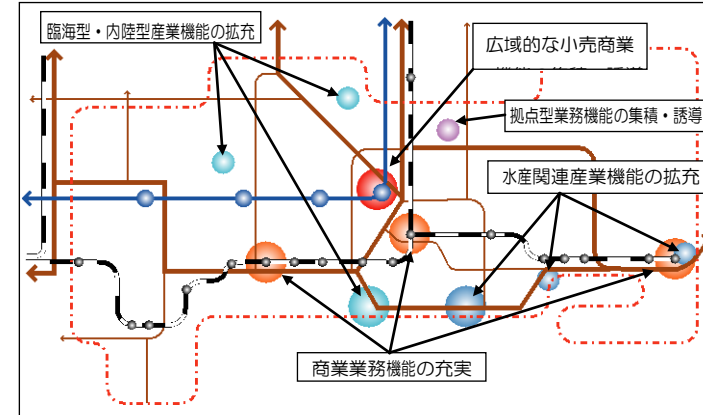


現行計画（参考）

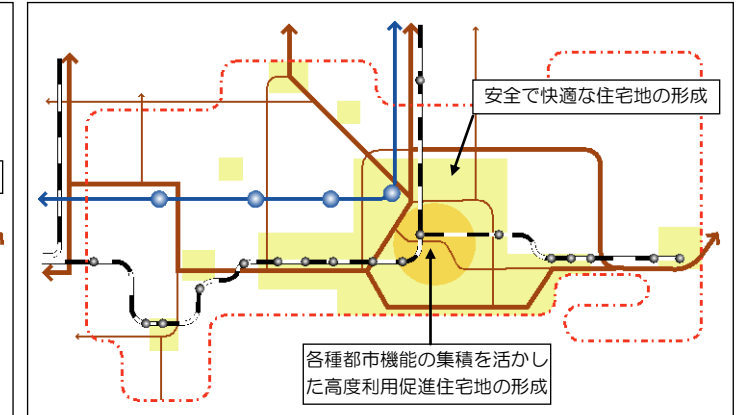
□ 構成要素別の配置の方針

【圏域の核機能】

- ・中心核（商業業務機能）
- ・産業拠点（工業流通機能）

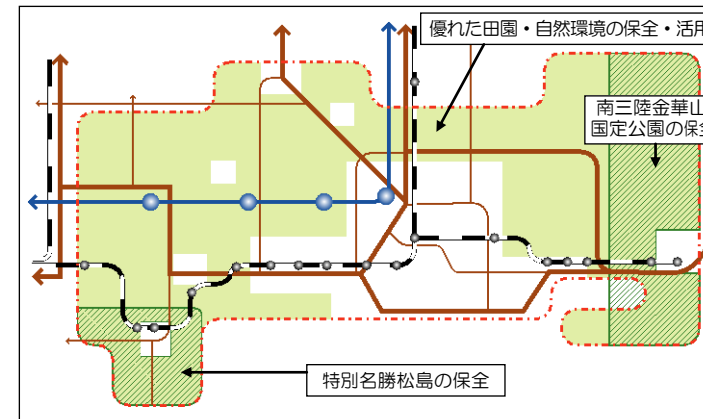


【居住機能】

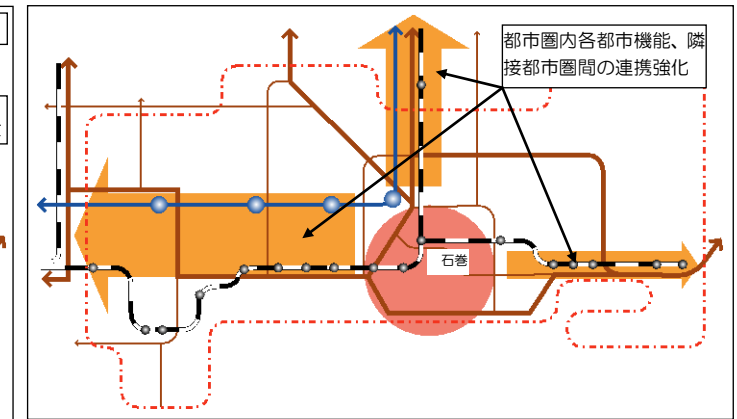


【自然的機能】

- ・国際観光機能



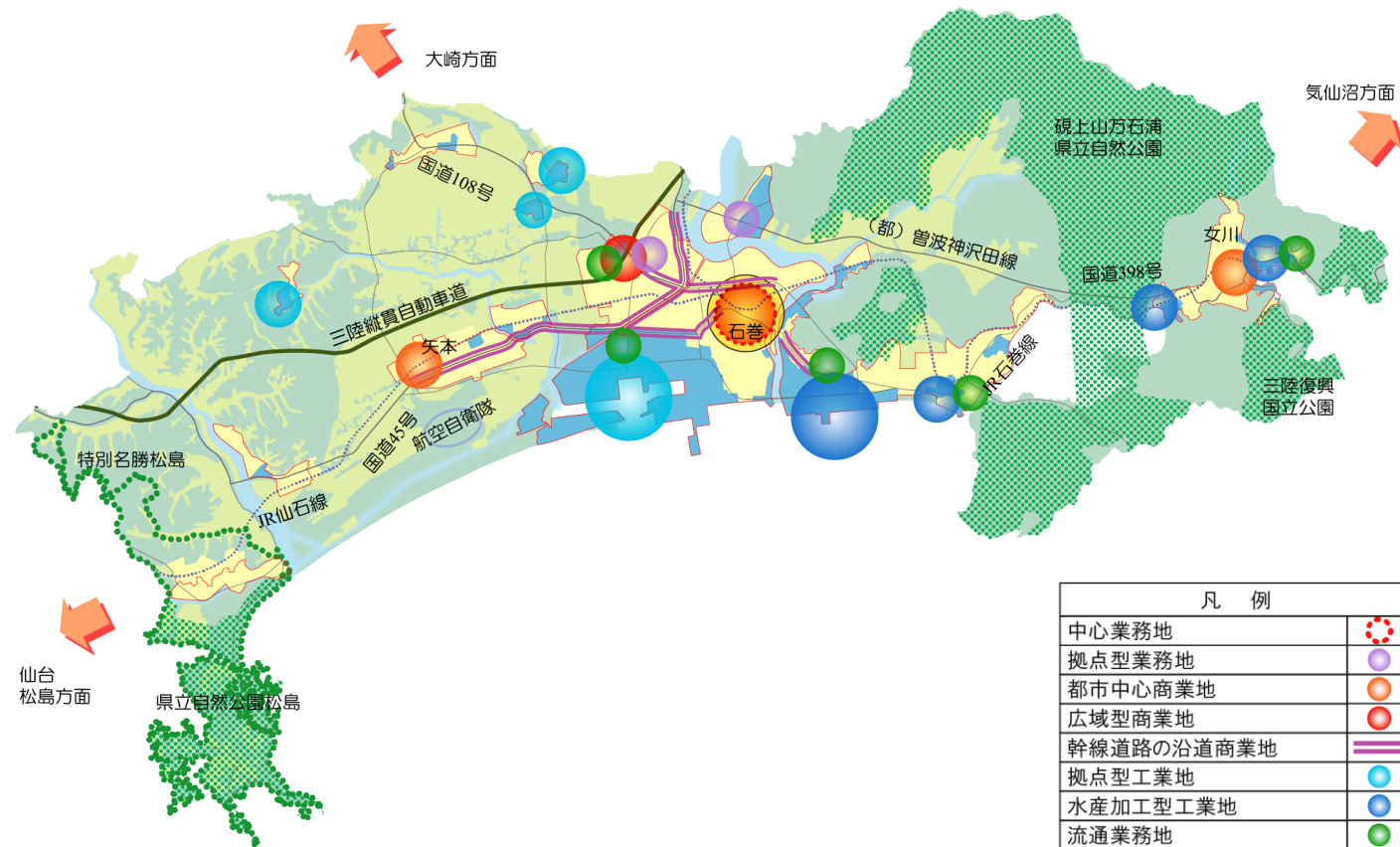
【地域連携軸】



第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

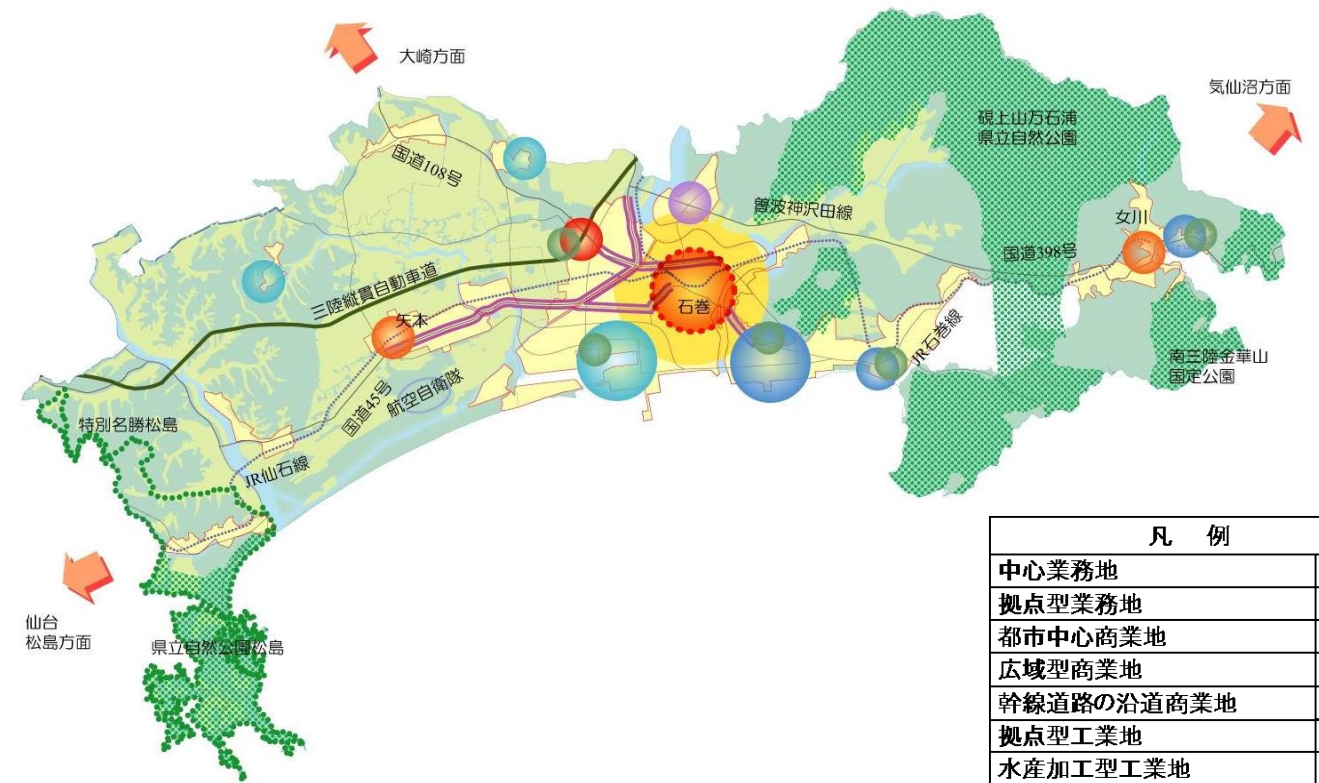
現行計画(参考)

□ 主要用途の配置の方針



凡 例	
中心業務地	赤い点線
拠点型業務地	紫の点線
都市中心商業地	赤い実線
広域型商業地	赤い点線
幹線道路の沿道商業地	赤い実線
拠点型工業地	青い点線
水産加工型工業地	水色の点線
流通業務地	緑色の点線
高度利用促進住宅地	黄色い実線
一般住宅地	黄色い点線
工業地	青い実線
農地	緑色の実線
特別名勝松島	緑色の点線
保全緑地	緑色の点線
その他の緑地	緑色の実線
三陸縦貫自動車道	緑色の実線
主要な国道等	黒い実線
鉄道	黒い点線
都市計画区域	青い実線
市街化区域	赤い実線
市町村界	黒い点線

□ 主要用途の配置の方針



凡 例	
中心業務地	赤い点線
拠点型業務地	紫の点線
都市中心商業地	赤い実線
広域型商業地	赤い点線
幹線道路の沿道商業地	赤い実線
拠点型工業地	青い点線
水産加工型工業地	水色の点線
流通業務地	緑色の点線
高度利用促進住宅地	黄色い実線
一般住宅地	黄色い点線
工業地	青い実線
農地	緑色の実線
特別名勝松島	緑色の点線
保全緑地	緑色の点線
その他の緑地	緑色の実線
三陸縦貫自動車道	緑色の実線
主要な国道	黒い実線
鉄道	黒い点線
都市計画区域	青い実線
市街化区域	赤い実線
市町村界	黒い点線

1) 業 務 地

業務機能は、社会経済活動の中核となる機能であり、震災により大きな被害を受けたものの、石巻市の中心市街地周辺に国、県の出先機関や市役所等の官公庁施設、民間企業が多く立地し、本区域の中心的な業務地が形成されている。

また、石巻市蛇田においても業務施設が集積しているほか、石巻市南境では「地方拠点地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき都市基盤施設等が整備され、本区域の新しい産業・経済の拠点として業務施設の立地が進んでいる。

さらに、行政・民間の業務施設が集積する石巻駅周辺を本区域の中心業務地と位置づけ、市街地再開発事業などによる面的整備や幹線道路ネットワークの整備などにより、業務施設立地のための環境づくりを進めるとともに、業務機能の拡充・強化を図っていく。

加えて、計画的に都市基盤が整備された石巻市南境を拠点型業務地として位置づけ、隣接する石巻専修大学と連携した新産業の創出や、地域産業の高度化を牽引していく研究・開発・業務機能の集積を促進する。石巻市蛇田については、被災市街地復興土地地区画整理事業などにより業務地の整備を図る。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、業務地配置の基本方針を次のように定める。

□ 業務地配置の基本方針

- 本区域の社会経済の中心であり、本区域発展の核となる業務機能の集積を活かして中心業務地の再生・強化を図る
- 既存の研究・開発機関と連携して産業の高度化、新産業の創出等を牽引する拠点型業務地の形成を図る



- 中心業務地 : 石巻駅周辺
- 拠点型業務地 : 石巻市南境、石巻市蛇田

2) 商 業 地

商業地は、物品サービスの提供・享受の場であるとともに、多くの人々が交流する「にぎわいの場」である。本区域では、石巻駅周辺の市街地に商業施設が立地して宮城県北東部一帯を商圏とする商業地が形成されたほか、矢本駅周辺及び女川駅周辺では食料品等の小売業を主体とした生活圏レベルの商業地が形成されている。

しかし、石巻駅周辺の市街地は大規模商業施設の移転や空き店舗の増加により商業機能の衰退がみられ、これに追い打ちを掛けるように震災による被害を受けたことにより、空き家、空き地が一層増えている状況にある。

1) 業 務 地

業務機能は、社会経済活動の中核となる機能を有しており、本区域では、石巻市の中心市街地周辺に国、県の出先機関や市役所等の官公庁施設と民間企業が多く立地し、都市圏の中心的な業務地を形成している。また、石巻市南境では地方拠点地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき都市基盤施設等が整備され、広域圏の新しい産業・経済の拠点として堅調に業務施設の立地が進んでおり、目標とする将来都市圏構造の実現を図るため、業務地配置の基本方針を次のように定める。

□ 業務地配置の基本方針

- 本都市圏の社会経済の中心であり、圏域発展の核となる業務機能の集積を活かして中心業務地の機能拡充・強化を図る
- 既存の研究・開発機関と連携して産業の高度化、新産業の創出等を牽引する拠点型業務地の形成を図る



- 中心業務地 : 石巻駅周辺
- 拠点型業務地 : 石巻市南境

将来の業務地は、行政・民間の業務施設が集積する石巻駅周辺を本都市圏の中心業務地と位置づけ、市街地再開発事業等による土地の有効利用や幹線道路ネットワークの整備などにより業務施設立地のための環境づくりを進め、業務機能の拡充・強化を図っていく。また、計画的に都市基盤が整備された石巻市南境を拠点型業務地として位置づけ、隣接する石巻専修大学と連携した新産業の創出や、地域産業の高度化を牽引していく研究・開発・業務機能の集積を促進する。

2) 商 業 地

商業地は、物品サービスの提供・享受の場であるとともに、多くの人々が交流する「にぎわいの場」である。本区域では、石巻市の中心市街地周辺に商業施設が立地し、宮城県北東部一帯を商圏とする商業地を形成しているとともに、各市町の中心市街地では食料品等の小売業を主体とした生活圏レベルの商業地が形成されている。しかし、石巻市の中心市街地周辺は大規模商業施設の移転や空き店舗の増加により商業機能の衰退がみられる。一方、石巻河南 I.C. 周辺の蛇田地区はその立地特性を活かすため基盤施設の整備が進められた。その後、複数の大規模商業施設が立地し、より広い圏域から多くの買物客を集めている。また、国道 45 号など主要な幹線道路沿道には、ロードサイド型の商業施設が集積し沿道型の商業地を形成している。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

一方、石巻河南I.C.周辺の蛇田地区は、その地域特性から複数の大規模商業施設が立地し、より広域から多くの買物客を集めている。また、国道45号など主要な幹線道路沿道には、ロードサイド型の商業施設が集積し、沿道型の商業地を形成している。

本区域では、地域産業の不振に伴う消費活動の低下、単価の高い専門品等の購買客の仙台市への流出、さらには、モータリゼーションの進行に伴う大規模商業施設の郊外立地と**既存**の商店街の衰退等、様々な問題を抱えており、商業地の活性化が必要となっている。

このような現況を踏まえ、目標とする**都市圏構造**の実現を図るため、商業地配置の基本方針を次のように定める。

□ 商業地配置の基本方針

- 本区域内各市町の中心として生活圏レベルの小売業、飲食業が集積する商業地**及び復興事業が進む女川駅周辺**は、都市型観光の振興と合わせた商業の集積・高度化により魅力的な都市中心商業地の形成を図る
- 広域からの交通アクセスの良さを活かして、大規模な商業施設が集積する**蛇田地区**については、広域型商業地**としての機能を維持していく**
- 沿道型の商業施設が集積する幹線道路の沿道は、**その交通の利便性を活かした幹線沿道商業地**の形成を図る



- 都市中心商業地 : 石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺
- 広域型商業地 : 石巻市蛇田
- 幹線沿道商業地 : 国道 45 号・国道 398 号・(都)河南川尻線の沿道

ア) 都市中心商業地

買回品小売業、飲食業等の既存の商業施設が立地する石巻駅周辺と、**生活圏レベルの買物ニーズに対応した最寄品小売業等の商業機能が集積する矢本駅周辺**、及び復興事業により中心部の再生を行う女川駅周辺を都市中心商業地と位置づけ、商業機能の集積・高度化等を図る。これらの商業地は、にぎわいの中心として交流機能の整備や良好な街並み景観の創出などにより魅力的な商業空間の形成を図っていく。

また、石巻駅周辺については、都市型観光の中心として市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進し、商業施設の更新、商業機能の多様化・高度化を図っていく。特に、歴史・文化・景観などの特性を**活かし**、市街地環境の整備など、来訪者と地域をつなぎ、観光振興と連携した環境整備**などにより**、にぎわいづくりを進めていく。

イ) 広域型商業地

石巻河南 I.C.に隣接し、広域からの交通アクセスの良さから大規模商業施設等が立地する石巻市蛇田地区を広域型商業地として位置づけ、都市型小売業、買回品小売業、娯楽施設等の多数の買物客が集中する商業地を維持するとともに、快適な商業環境の創出を図る。

現行計画(参考)

地域産業の不振に伴う消費活動の低下、単価の高い専門品等の購買客の仙台市への流出増加、さらには、モータリゼーションの進展に伴う商業立地の郊外化と旧商店街の衰退等、様々な問題を抱え、商業地の活性化が必要となっており、このような現況・動向を踏まえて目標とする将来都市圏構造の実現を図るため、商業地配置の基本方針を次のように定める。

□ 商業地配置の基本方針

- 本区域内各市町の中心として生活圏レベルの小売業、飲食業が集積する商業地は、都市型観光の振興と合わせた商業の集積・高度化により魅力的な都市中心商業地の形成を図る
- 広域からの交通アクセス性の良さを活かして、大規模な商業施設が集積する広域型商業地を維持する
- 沿道型の商業施設が集積する幹線道路の沿道は、交通の利便性を活かした幹線沿道商業地の形成を図る



- 都市中心商業地 : 石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺
- 広域型商業地 : 石巻市蛇田
- 幹線沿道商業地 : 国道 45 号・国道 398 号・(都)河南川尻線の沿道

ア) 都市中心商業地

買回品小売業、飲食業等の既存の商業施設が集積する石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺を都市中心商業地と位置づけ、生活圏レベルの買物ニーズに対応した最寄品小売業等の商業機能の集積・高度化等を図る。これらの商業地は、各都市の顔であり賑わいの中心として交流機能の整備や良好な街並み景観の創出などにより魅力的な商業空間の形成を図っていく。

また、石巻駅周辺については、本区域における都市型観光の中心として、市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進し、商業施設の更新、商業機能の多様化・高度化を図っていく。特に、歴史・文化などの特性を活かした市街地環境の整備など、来訪者と地域をつなぎ、観光振興と連携した環境整備、賑わいづくりを進めていく。

イ) 広域型商業地

広域からの交通アクセス性に優れ大規模商業施設等が集中的に立地する石巻河南 I.C.に隣接し計画的な基盤施設の整備と大規模商業施設の立地が進められた石巻市蛇田を広域型商業地として位置づけ、都市型小売業、買回品小売業、娯楽施設等の集積による、多数の買物客

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

なお、**広域型商業地の維持・創出に当たっては**、地域の合意形成、既存商店街などのまちづくりや、交通渋滞、騒音など周辺の住宅地や教育施設との調和に十分配慮する。

が集中する商業地を維持し快適な商業環境の創出を図る。

なお、地域の合意形成、既存商店街などのまちづくりや、交通渋滞、騒音など周辺の住宅地や教育施設への影響に配慮する。

ウ) 幹線沿道商業地

ウ) 幹線沿道商業地

市街地から交通利便性の高い主要幹線道路の沿道で、石巻市蛇田・東松島市矢本の国道45号沿道、石巻市門脇の国道398号沿道、石巻市蛇田・中里・湊町の(都)河南川尻線沿道を幹線沿道商業地と位置づけ、沿道サービス型の小売業、飲食業及び業務機能等の集積を図る。

市街地から交通利便性の高い主要幹線道路の沿道で、石巻市蛇田・東松島市矢本の国道 45 号沿道、石巻市門脇の国道 398 号沿道、石巻市蛇田・中里・湊町の(都)河南川尻線沿道を幹線沿道商業地と位置づけ、沿道サービス型の小売業、飲食業及び業務機能等の集積を図る。

なお、幹線沿道商業地における店舗等の誘導に当たっては、周辺の住宅環境に及ぼす影響等に十分配慮するとともに、歩車道分離・4車線化等の幹線道路の整備を進め、安全かつ円滑な交通を確保していく。

なお、幹線沿道商業地における店舗等の誘導にあたっては、周辺の住宅環境に及ぼす影響等に十分配慮するとともに、歩車道分離・4車線化等の幹線道路の整備を進め、安全かつ円滑な交通を確保していく。

3) 工業地

3) 工業地

工業地は、都市における生産活動の中心であり、所得の向上、就業機会の拡大を通じて、経済の発展に重要な役割を果たしている。

工業地は、都市における生産活動の中心であり、所得の向上、就業機会の拡大を通じて、経済の発展に重要な役割を有している。本区域では、重要港湾に指定されている石巻港に紙・パルプ関連、木材・木製品製造関連、飼肥料関連等の大規模工場が立地している。内陸部は、三陸縦貫自動車道 I.C.周辺の石巻市須江、東松島市大塩に工業団地が計画的に整備され、それぞれ工場の立地が進んでいる。また、本区域の基幹産業である水産業の拠点として海岸線に点在する漁港周辺には、水産加工場等の集積がみられる。

紙・パルプ関連、木材・木製品製造関連、飼肥料関連等の大規模工場が立地し**工業用地の拡大・整備が進められている**国際拠点港湾の仙台塩釜港(石巻港区)(以下「石巻港区」という。)周辺は、**震災により大きな被害を受けたが、現在は多くの事業所で操業を再開している**。また、石巻港区に近接する大曲地区においては、**大津波により壊滅的な被害を受け災害危険区域に指定されたことから、土地利用の転換がなされ、新たな工業地として整備が行われている**。

また、石巻港においては工業用地の拡大・整備が進められており、三陸縦貫自動車道 I.C.への交通利便性を活かしながら、目標とする将来都市圏構造の実現を図るため、工業地配置の基本方針を次のように定める。

基幹産業である水産業の拠点として海岸線に点在する漁港周辺では、津波により各地区が被災し加工場等が減少している一方で、内陸部では、三陸縦貫自動車道 I.C.周辺の石巻市須江、東松島市大塩に工業団地が計画的に整備され、それぞれ工場の立地が進んでいる。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、工業地配置の基本方針を次のように定める。

□ 工業地配置の基本方針

□ 工業地配置の基本方針

- 石巻港、三陸縦貫自動車道 I.C.への交通利便性を活かして、**本区域の**都市圏発展を牽引する拠点型工業地の形成を図る
- 水産加工産業の集約化・高度化を図り**本区域の**基幹産業である水産業**復興の**拠点となる水産加工型工業地の形成を図る

- 石巻港、三陸縦貫自動車道 I.C.への交通利便性を活かして、都市圏発展を牽引する拠点型工業地の形成を図る
- 水産加工産業の集約化・高度化を図り**本区域の**基幹産業である水産業**復興の**拠点となる水産加工型工業地の形成を図る

○拠点型工業地 :石巻港周辺、三陸縦貫自動車道 I.C.周辺(**石巻市須江地区、東松島市大塩地区**)

○水産加工型工業地:石巻漁港周辺、渡波漁港周辺、女川漁港周辺、浦宿駅周辺

○拠点型工業地 :石巻港周辺、三陸縦貫自動車道 I.C.周辺(石巻市大塩、東松島市須江地区)

○水産加工型工業地:石巻漁港周辺、石巻市渡波漁港周辺、女川町浦宿駅周辺

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

ア) 拠点型工業地

各I.C.周辺の広域的なアクセス性や、**国際拠点港湾の位置づけを活かし**、三陸縦貫自動車道の各I.C.周辺及び石巻港区周辺を本区域の発展を牽引する拠点型工業地として位置づける。

石巻港周辺は、臨海型工業の集積、高度化を促進する。また、港湾拡張により整備される雲雀野地区には、**緑地を整備し、来訪者の賑わいや災害時の避難場所としての機能の創出を図っていく**。

広域交通の結節点となる三陸縦貫自動車道のI.C.周辺に位置する石巻市須江、東松島市大塩については、広域的なアクセス性を活かしながら、内陸型工業施設の立地誘導を図り、臨海部の拠点型工業地とともに、本区域発展の拠点となる職住一体型の工業団地の形成を図る。

イ) 水産加工型工業地

水産関連産業が集積する石巻漁港周辺を中心に、渡波漁港周辺、女川漁港周辺、及び浦宿駅周辺を水産加工型工業地として位置づけ、水産加工業の集積や既存産業の共同化、協業化などを促進するとともに、地場産業である水産業の**再生**を図る。

4) 流通業務地

流通業務は、産業・経済活動において生産者と消費者を結ぶ重要な役割を有している。**国際拠点港湾**に指定されている石巻港区をはじめ、遠洋漁業の拠点である石巻漁港等の工業、水産業関連の基幹的な港湾・漁港の背後地は、輸送・保管・売買等の流通業務施設が集積しており、**震災により大きな被害を受けたものの、現在は操業を再開している事業所がみられる**。

加えて、石巻河南I.C.周辺の蛇田地区には、**広域的なアクセス性と市街地への近接性を活かした流通業務地の整備が進められている**。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、流通業務地配置の基本方針を次のように定める。

□ 流通業務地配置の基本方針

- 石巻港とその関連工業等の物流拠点として、**本区域の**発展を牽引する拠点型工業地と一体的に工業関連型流通業務地の形成を図る
- 漁港及び水産関連工業の物流拠点として、遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し、水産加工型工業地と一体的に水産関連型流通業務地の形成を図る
- 市街地及び高速道路へのアクセス性が高い地区において、地域経済の発展や住民の日常生活に寄与する都市サービス型流通業務地の形成を図る

- 工業関連型流通業務地 : 石巻市門脇西部(石巻港背後地)
- 水産関連型流通業務地 : 石巻漁港周辺、渡波漁港周辺、女川漁港周辺
- 都市サービス型流通業務地 : 石巻河南 I.C.周辺

現行計画(参考)

ア) 拠点型工業地

三陸縦貫自動車道 I.C.や港湾へのアクセス性に優れているとともに、基盤施設が整備された石巻港周辺及び三陸縦貫自動車道 I.C.周辺を本都市圏の発展を牽引する拠点型工業地として位置づける。

石巻港周辺は、重要港湾という位置づけを活かした臨海型工業の集積、高度化を促進する。また、港湾拡張により整備される雲雀野地区には、緑地・親水空間を確保し、港の交流・レクリエーション機能の創出も合わせて進めていく。

広域交通の結節点となる三陸縦貫自動車道 I.C.周辺に位置する石巻市須江、東松島市大塩については、広域的なアクセス性を活かしながら、内陸型工業施設の立地誘導を図り、臨海部の拠点型工業地とともに、本区域発展の拠点となる職住一体型の工業団地の形成を図る。

イ) 水産加工型工業地

水産関連産業が集積する石巻漁港周辺を中心に、石巻市渡波漁港周辺、女川漁港周辺及び女川町浦宿駅周辺を水産加工型工業地として位置づけ、水産加工業の集積や既存産業の共同化、協業化などを促進するとともに地場産業である水産業の振興に努める。

4) 流通業務地

流通業務は、産業・経済活動において生産と消費を結ぶ重要な役割を有している。本区域では、重要港湾に指定されている石巻港をはじめ、遠洋漁業の拠点である石巻漁港等の工業、水産業関連の基幹的な港湾施設を有していることから、各港湾の背後地には輸送・保管・売買等の流通業務施設が集積している。加えて、石巻河南 I.C.周辺の蛇田地区には、基盤施設の整備に合わせて広域交通への利便性と市街地への近接性を活かした流通業務地の整備が進められている。

このような現況・動向を踏まえ、広域高速交通体系の確立や地域経済のさらなる発展に伴う物流量の増加に対応し、目標とする将来都市圏構造の実現を図るため、流通業務地配置の基本方針を次のように定める。

□ 流通業務地配置の基本方針

- 石巻港とその関連工業等の物流拠点として、都市圏発展を牽引する拠点型工業地と一体的に工業関連型流通業務地の形成を図る
- 漁港及び水産関連工業の物流拠点として、遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し水産加工型工業地と一体的に水産関連型流通業務地の形成を図る
- 市街地及び高速道路へのアクセス性が高い地区において、地域経済の発展や住民の日常生活に寄与する都市サービス型流通業務地の形成を図る

- 工業関連型流通業務地 : 石巻市門脇西部(石巻港背後地)
- 水産関連型流通業務地 : 石巻漁港周辺、石巻市渡波漁港周辺、女川漁港周辺
- 都市サービス型流通業務地 : 石巻河南 I.C.周辺

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

ア) 工業関連型流通業務地

生産活動の基盤として、本区域の発展を牽引する拠点型工業地に関連する流通業務施設が集積する石巻市門脇西部（石巻港背後地）を工業関連型流通業務地として位置づけ、運輸業や倉庫業の集積を図る。

イ) 水産関連型流通業務地

遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し水産関連工業と一体的に流通業務施設の集積を図るため、基幹漁港である石巻漁港周辺、渡波漁港周辺及び女川漁港周辺を水産関連型流通業務地として位置づけ、水産品や水産加工品の保管・取引機能を有する卸売・倉庫業等の拡充を図るとともに、漁港及び水産加工型工業地との一体的な整備を進める。

ウ) 都市サービス型流通業務地

石巻河南I.C.周辺の蛇田地区を都市サービス型流通業務地として位置づけ、市街地やI.C.へのアクセス性を活かした卸売業、運輸業等の集積を図り、広域的な物資の輸送・取引・配送サービス機能を高めていく。

5) 住 宅 地

住宅地は、豊かな住環境の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の買物・医療などの生活利便施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境を形成していく必要がある。

一方、石巻駅周辺においては、空宅地の残存や道路の不足等防災性の向上が問題となっており、また、復興事業により新たな住宅地整備を進めている住宅地では地域コミュニティの形成を図るとともに、安全で快適な居住環境を確保する必要がある。

このような現況を踏まえ、地域全体での土地利用計画、都市基盤施設、義務教育施設等の整備計画に基づきながら、快適な都市生活を享受できる住宅地を形成し、**目標とする都市圏構造の実現**を図るため、住宅地配置の基本方針を次のように定める。

なお、本区域の発展に伴う人口増加については、現在の市街化区域内への収容を進め、さらに不足する宅地については復興特区法の特例を活用して被災市街地復興土地区画整理事業等による市街化調整区域内の住宅地を市街化区域に編入することにより、快適で良好な住宅地の供給を進めていく。

□ 住宅地配置の基本方針

- 鉄道利用や日常の買物・飲食、医療・福祉施設が立地する石巻駅周辺においては、復興事業による市街地再開発事業等により、中高層住宅を誘導し、高密度で集約された高度利用促進住宅地の形成を図る
- 上記以外の市街地は、復興事業を推進しつつ、戸建て等低層住宅を主体として次世代に引き継ぐ良好な定住環境を備えた一般住宅地の形成を図る



- 高度利用促進住宅地 : 石巻駅周辺
- 一般住宅地 : 上記以外の市街地

ア) 工業関連型流通業務地

生産活動の基盤として都市圏の発展を牽引する拠点型工業地に関連する流通業務施設が集積する石巻市門脇西部（石巻港背後地）を工業関連型流通業務地として位置づけ、運輸業や倉庫業の集積を図る。

イ) 水産関連型流通業務地

遠洋漁業、沿岸漁業の基幹漁港に隣接し水産関連工業と一体的に流通業務施設の集積を図るため、基幹漁港である石巻漁港周辺、石巻市渡波漁港周辺及び女川漁港周辺を水産関連型流通業務地として位置づけ、水産品や水産加工品の保管・取引機能を有する卸売・倉庫業等の拡充を図るとともに、漁港及び水産加工型工業地との一体的な整備を進める。

ウ) 都市サービス型流通業務地

石巻河南 I.C. 周辺の蛇田地区を都市サービス型流通業務地として位置づけ、市街地や I.C. へのアクセス性を活かした卸売業、運輸業等の集積を図り、広域的な物資の輸送・取引・配送サービス機能を高めていく。

5) 住 宅 地

住宅地は、豊かな住環境の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の買物・医療などの生活利便施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境を形成していく必要がある。

一方、石巻駅周辺においては、空宅地の残存や道路の不足等防災性の向上が問題となっており、また、食品加工業等の集積する旧北上川左岸の石巻市湊町・大門町・不動町周辺、女川町宮ヶ崎・鷲神・浦宿、工業系用途地域が指定されている東松島市堰ノ内周辺で住工混在がみられる。

このような現況・動向を踏まえ、地域全体での土地利用計画や都市基盤施設、義務教育施設等の整備計画に基づきながら、快適な都市生活を享受できる住宅地を確保、形成し、目標とする将来都市圏構造の実現を図るため、住宅地配置の基本方針を次のように定める。

なお、本区域の発展に伴う人口増加については、現在の市街化区域内において整備中の地区への収容を進め、さらに不足する宅地について市街化区域の拡大により対応していくものとし、土地区画整理事業等による快適で良好な住宅用地の供給を進めていく。

□ 住宅地配置の基本方針

- 鉄道利用や日常の買物・飲食、医療・福祉施設が集積する石巻駅周辺に中高層住宅を誘導し高密度な高度利用促進住宅地の形成を図る
- 上記以外の市街地は、戸建て等低層住宅を主体として次世代に引き継ぐ良好な定住環境を備えた一般住宅地の形成を図る



- 高度利用促進住宅地 : 石巻駅周辺
- 一般住宅地 : 上記以外の市街地

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

ア) 高度利用促進住宅地

優れた生活利便性を活かし商業・業務と一体となって住宅地の有効利用・高度利用を図るため、石巻駅周辺を高度利用促進住宅地として位置づけ、**復興事業による市街地再開発事業等の推進により**高密度な住宅地を形成し、人口の集積を高めていく。また、子供や高齢者でも出歩きやすく、若年層にも魅力的なまちにするため、身近な公園・広場、歩道等の交通環境など住環境の整備・改善を図っていく。

イ) 一般住宅地

高度利用促進住宅地（石巻駅周辺）以外の市街地を一般住宅地として位置づけ、戸建て等低層住宅を主体として良好な住環境を備えた住宅地の形成を図る。

東松島市の都市中心商業地に連坦する住宅地は、用途混在による住環境の保全に配慮しながら、道路・公園等の整備・改善により居住環境水準の向上に努め、多世代居住を可能とする良好な住宅地の形成を図る。

また、**市街地内に不足する道路・公園等の都市基盤施設の整備を促進するとともに、復興事業により新たに整備する住宅地を含めた区域を対象とする地域／生活拠点として生活サービスや義務教育施設等の再編を進めながら**、地域コミュニティを持続的に維持する良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成及びおおむねの区域を次のように設定する。

業務地は、各機能相互の関連性が重視されるため、建築物の中高層化による土地の高密度利用を図る。

商業地は、石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺を都市中心商業地として位置づけているものの、商業地域が指定されているこれら駅周辺では容積率が十分に活用されていない状況にあるため、商業機能に加えて、娯楽・文化・情報機能等の拡充を図り、高密度利用を進める。また、それ以外の商業地では、住宅等との混在を見込み低密度利用を図る。

工業地及び流通業務地は、低密度利用を基本としながら、臨海型、内陸型等の立地特性を踏まえた機能の集約を図るとともに、地区内や地区外周の緑化を進めていく。

住宅地は、石巻駅周辺の高度利用促進住宅地において中層集合住宅等の整備による高密度利用を図る。また、一般住宅地においては現在中層化の進んでいる地区を除き、低層、低密な利用を図るものとする。

③ 市街地における住宅建設の方針

1) 基本方針

今後の急速な人口減少と高齢社会の到来を踏まえ、子供や高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活が確保でき、かつ、若年層にも魅力的なまちづくりが求められている。

このような現況を踏まえ、住宅建設の基本方針を以下のように定めて、真に豊かな住まいづくりを創造していく。

ア) 高度利用促進住宅地

優れた生活利便性を活かし商業・業務と一体となって住宅地の有効利用・高度利用を図るため、石巻駅周辺を高度利用促進住宅地として位置づけ、高密度な住宅地の形成を図り人口の集積を高めていく。また、子供や高齢者が安心・安全に暮らせる街として、身近な公園・広場、歩道等の交通環境など住環境の整備・改善を図っていく。

イ) 一般住宅地

高度利用促進住宅地（石巻駅周辺）以外の市街地を一般住宅地として位置づけ、戸建て等低層住宅を主体として良好な住環境を備えた住宅地の形成を図る。

東松島市、女川町の都市中心商業地に連坦する住宅地は、用途混在による住環境の保全に配慮しながら、道路・公園等の整備・改善により居住環境水準の向上に努め、多世代居住を可能とする良好な住宅地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による道路・公園等の都市基盤施設と義務教育施設や医療施設等の再編を一体的に進めながら、地域コミュニティを維持する良好な定住環境を備えた住宅地の形成を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成及びおおむねの区域を次のように設定する。

業務地は、各機能相互の関連性が重視されるため、建築物の中高層化による土地の高密度利用を図る。

石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺は、都市中心商業地として位置づけているものの、商業地域が指定されている石巻駅周辺、矢本駅周辺、女川駅周辺においては指定容積率の充足率が60%を下回り、容積率が十分に活用されていない状況にあるため、商業機能に加えて、娯楽・文化・情報機能等の拡充を図り、高密度利用を進める。また、それ以外の商業地では、住宅等との混在を見込み低密度利用を図る。

工業地及び流通業務地は、低密度利用を基本としながら、臨海型、内陸型等の立地特性を踏まえた機能の集約を図るとともに、地区の外周部や地区内の緑化を進めていく。

住宅地は、石巻駅周辺の高度利用促進住宅地において中層集合住宅等の整備による高密度利用を図る。また、一般住宅地においては現在中層化の進んでいる地区を除き、低層、低密な利用を図るものとする。

③ 市街地における住宅建設の方針

1) 基本方針

少子高齢社会を迎え、子どもから高齢者まで誰もが安心して価値観やライフスタイルに応じた住まい方ができ、環境と共生しながら、楽しく、豊かに生活できるような住まいづくりが求められており、住宅建設の基本方針を以下のように定め、真に豊かな住まいづくりを創造していく。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

□ 市街地における住宅建設の基本方針

- 安心できる住まい方の実現
- 健康で快適な住まい方の実現
- 魅力を感じる住まい方の実現

2) 整備目標水準

社会環境の変化や居住に対する関心の多様化、高度化に対応して、住宅の質的向上を図り、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住居規模の確保を目指し、総合的に各種施策を展開していく。

□ 居住水準の目標

住宅施策の目標	現況値	平成 32 年
最低居住面積水準未達の世帯率	4.2 %(H15)	早期に解消
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	46 %(H15)	50 %
新耐震基準 (S56) の耐震性を有する住宅	74 %(H15)	95 %
65 歳以上の高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化	31 %(H15)	75 %

- 注) 1. 現況値は宮城県住生活基本計画 (H19.3) による宮城県の実績値。
 2. 居住水準の目標は、住生活基本計画 (全国計画 (H23.3)) に基づき設定した。
 3. 子育て世帯とは、世帯の構成員に 18 歳未満の者が含まれる世帯をいう。
 4. 一定のバリアフリー化とは、トイレ、浴室等に 2 箇所以上の手すりを設置または屋内の段差の解消をいう。

3) 住宅建設の整備方向

本区域では、石巻市を中心に人口や都市機能の集積が高く、通勤・通学時の交通利便性や、高齢者の生活利便性などの点から、今後、公共交通の結節点周辺への移住や高齢者対応住宅への住み替えが見込まれる。

このため、居住者ニーズへの対応、福祉施策との連携及び緑化などによる環境や景観などの質的な向上を目指すとともに、既存市街地内の土地の有効活用を基本として、石巻駅周辺などの公共交通利便性の高い地区において、市街地の高度利用や市街地再開発事業等による面的な基盤整備を行い、居住地の集約を促進する。

□ 住宅・居住環境づくりの視点

- 災害に強い「安全な住まいづくり」
- 人口減少・高齢社会の進展に対応した「誰もが安心して住み続けられる住まいづくり」
- 高度化・多様化するニーズに対応した「良質な住まいづくり」

現行計画 (参考)

□ 市街地における住宅建設の基本理念及び基本方針

- 【基本理念】 真に豊かな住文化の創造
 【基本方針】 ○ 安心できる住まい方の実現 ○ 充実した住まい方の実現
 ○ 共存する住まい方の実現 ○ 誇りに感じる住まい方の実現

2) 整備目標水準

社会環境の変化や居住に対する関心の多様化、高度化に対応して、住宅の質的向上を図り、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住居規模の確保を目指し、総合的に各種施策を展開していく。

□ 居住水準の目標

住宅施策の目標	現況値	平成 27 年 ^{注1}
最低居住面積水準未達の世帯率	4.2 %(H15)	早期に解消
子育て世帯 ^{注2} における誘導居住面積水準達成率	46 %(H15)	55 %
新耐震基準 (S56) の耐震性を有する住宅	74 %(H15)	90 %
65 歳以上の高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化 ^{注3}	31 %(H15)	75 %

- 注) 1. 居住水準の目標は、宮城県住生活基本計画 (H19.3) に基づき、当該計画の目標年次 (H27) における居住水準に係わる目標値を記載した (ストック維持のためのリフォーム等を除く)。
 2. 子育て世帯とは、世帯の構成員に 18 歳未満の者が含まれる世帯をいう。
 3. 一定のバリアフリー化とは、トイレ、浴室等に 2 箇所以上の手すりを設置または屋内の段差の解消をいう。

3) 住宅建設の整備方向

本区域では、石巻市を中心に人口や都市機能の集積が高く、通勤・通学等の利便性などから、生活利便性の高い場所への移転や高齢者対応住宅への住み替えが見込まれる。このため、居住者ニーズへの対応、福祉施策との連携及び緑化などによる環境や景観などの質的な向上を目指し、土地区画整理事業等による面的な基盤整備を推進する。また、石巻中心部における街なか居住^{注1}を促進する。

□ 住宅・居住環境づくりの視点

- 本格的な少子高齢社会に対応した「やすらぎのある住宅・居住環境」づくり
- 成熟社会における住宅ストックを重視した「ゆとりある住宅・居住環境」づくり
- 高度化・多様化するニーズに対応した「うるおいのある住宅・居住環境」づくり
- 地域の活性化につながる「にぎわいのある居住環境」づくり

- 注) 1. 街なか居住：人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちの中心部などに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できることを想定した居住スタイル。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

災害に強い都市構造の形成を図るため、石巻駅周辺においては、高度利用地区や市街地再開発事業等により土地の高度利用や有効活用を図りながら、居住地や都市機能の集約を促進していく。

また、矢本駅周辺、女川駅周辺においては、行政単位の中心拠点として都市機能の充実と環境整備に努める。

2) 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

市街化区域内に残存する低未利用地については、積極的な土地活用の促進を図る。特に、石巻市南境については「地方拠点地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき整備された石巻トゥモロービジネスタウンの戦略拠点として、新しい産業・経済の拠点形成に資する土地の有効利用を促進する。

3) 居住環境の改善または維持に関する方針

古くからの市街地では、家屋の密集に加えて、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等の不足がみられる。

このため、住環境整備事業に加えて、地域の防災拠点の整備、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等の確保、建築物の不燃化、幹線道路・区画道路網の充実強化により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市を構築するとともに、下水道の整備拡充等により、総合的な環境整備を進め、良好な市街地の形成を図っていく。

4) 公害防止または環境改善の方針

主要な幹線道路、飛行場の周辺地域については、土地利用計画の決定または変更の際し、沿道緑地の配置、業務系や沿道サービス型の施設の誘導等に配慮し、これらの交通施設と調和のとれた土地利用計画となるよう努める。

また、一定規模以上の宅地造成事業、道路建設事業等については、環境影響評価法及び環境影響評価条例等に基づき、環境影響評価を実施し、適正な土地利用と周辺環境の保全に努める。

5) 被災市街地の土地利用の方針

被災市街地のうち、将来の土地利用方針が定まっていない地区においては、早期復興に向けて適正な土地利用方針を定め、土地の有効利用を促進する。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

本区域は、県東部地区の発展を支える拠点都市として、高次都市機能の集積した魅力ある環境の形成を図る。

本区域の玄関口となる石巻駅周辺は、商業機能の停滞、人口の空洞化、木造老朽建築物の密集などの問題を有しているため、地区計画等により土地の有効、かつ適切な誘導、改善とあわせ、駅前地区としてふさわしい土地の高度利用を図る。また、矢本駅周辺、女川駅周辺においては、行政単位の生活中心となる商業機能の充実と商業環境の整備に努める。

2) 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

市街化区域内に残存する低未利用地については、積極的な土地活用の促進を図る。特に、石巻市南境については「産業創造都市圏いしのみき（地方拠点地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）」に基づく石巻トゥモロービジネスタウンの戦略拠点として、新しい産業・経済の拠点形成に資する土地の有効利用を促進する。

3) 居住環境の改善または維持に関する方針

古くからの市街地では、家屋の密集に加えて、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等のオープンスペースの不足等がみられ、特に石巻市中心部には木造老朽家屋が密集し、防災面での危険性が高い地区がみられる。

このため、住環境整備事業に加えて、地域防災拠点の整備、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等のオープンスペースの確保、建築物の不燃化、幹線道路・区画道路網の充実強化により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、下水道の整備拡充等により、総合的な環境整備を進め、良好な市街地の形成を図っていく。

4) 公害防止または環境改善の方針

主要な幹線道路、飛行場の周辺地域については、土地利用計画の決定または変更の際し、沿道緑地の配置、業務系や沿道サービス型の施設の誘導等に配慮し、これらの交通施設と調和のとれた土地利用計画となるよう努める。

また、一定規模以上の宅地造成事業、道路建設事業等については、環境影響評価法及び環境影響評価条例等に基づき、環境影響評価を実施し、適正な土地利用と周辺環境の保全に努める。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

宮城県の穀倉地帯である本区域は、旧北上川、鳴瀬川・吉田川等の主要河川の流域に、平坦で良好、かつ集団的な農地を有し、ほ場整備事業等により計画的な農地整備が進められている。これらの農地は、農業生産を確保する重要な土地であるとともに、美しい田園景観を構成しており、今後とも農業施策と調整を図りつつ、その活用と保全を図っていく。

また、農業の振興と都市的土地利用との調和を図るため、大きく 2 つの観点に基づき農地の保全を図るものとする。

●優良農地の保全

本区域の平坦で良好な農地は、県内でも有数の穀倉地帯であり、特に石巻市稲井地区や石巻市から東松島市にかけて広がる農地は、集団的な良好な農地として生産基盤の整備等を図りながら生産性の高い優良農地として保全していく。

・集団性の高い農地の保全

農地としての面的まとまりが大きく、今後とも良好な農業環境の確保が可能な農地は、団地規模を確保するよう極力保全する。

・生産性の高い農地の保全

ほ場整備事業等が完了または施行中で、今後とも高い生産性が確保されている農地は保全する。

・都市部への生鮮野菜などの安定供給地としての農地の保全

市街地周辺で生鮮野菜、工芸農作物等の生産適地となっており、今後ともこれらの農作物の都市部への安定供給地として確保すべき農地は努めて保全する。

●都市的土地利用との調和

市街化区域の拡大をはじめ、市街化調整区域内の農業振興地域などにおける農地の土地利用転換に当たっては、周辺の農地への影響などに十分配慮するとともに、事業の実現性や道路、下水道など都市基盤施設の整備の確実性などを見極めながら農業施策との調整を行っていく。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

大津波の被害により災害危険区域に指定し居住を制限している地区や、丘陵地の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害発生の恐れがあることを踏まえ、市街化を抑制するとともに、土地利用の現況を勘案しながら、市街化調整区域に編入することを検討する。

また、丘陵部においては土砂災害警戒区域等の指定、沿岸部においては津波・高潮対策や保安林復旧を推進することにより、自然災害防止に努める。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

宮城県の穀倉地帯である本区域は、旧北上川、鳴瀬川・吉田川等の主要河川の流域に、平坦で良好、かつ集団的な農地を有し、ほ場整備事業等により計画的な農地整備が進められている。これらの農地は、農業生産を確保する重要な土地であるとともに、美しい田園景観を構成しており、今後とも農業施策と調整を図りながら、その活用と保全を図るものとする。

農業の振興と都市的土地利用との調和を図るため、大きく 2 つの観点に基づき農地の保全を図るものとする。

●優良農地の保全

本圏域の平坦で良好な農地は、県内でも有数の穀倉地帯であり、特に石巻市稲井地区や石巻市から東松島市にかけて広がる農地は、集団的な良好な農地として生産基盤の整備等を図りながら生産性の高い優良農地として保全していく。

・集団性の高い農地の保全

農地としての面的まとまりが大きく、今後とも良好な農業観光の確保が可能な農地は団地規模を確保するよう極力保全する。

・生産性の高い農地の保全

土地基盤整備事業が完了または施行中で、今後とも高い生産性が確保されている農地は保全する。

・都市部への生鮮野菜などの安定供給地としての農地の保全

市街地周辺で、生鮮野菜、工芸農作物等の生産適地で今後ともこれらの農作物の都市部への安定供給地として確保すべき農地は都市的土地利用と調整を図りながら努めて保全する。

●都市的土地利用との調和

市街化区域の拡大をはじめ、市街化調整区域内の農業振興地域白地地域などにおける農地の土地利用転換に当たっては、周辺の農地への影響などに十分配慮するとともに事業の実現性や道路、下水道など都市基盤施設の整備の確実性などを見極めながら農業施策との調整を行っていく。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

石巻市東部から女川町へ至る丘陵地等に砂防指定地や急傾斜地崩壊危険箇所が指定されていることから、周辺地区における市街化を抑制するとともに、崩壊防止施設の整備、土砂災害警戒区域等の指定促進を図る等、災害の防止に努める。

また、東松島市の海岸線にある保安林は、海からの風や潮の影響を防いでおり、今後とも保全していくものとする。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

美しい自然景観を有する特別名勝松島や三陸復興国立公園をはじめ、都市の骨格的な緑地環境を形成する旭山、硯上山、万石浦周辺の硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地、主要な河川や万石浦等の水面及び沿川の緑地、貴重な動植物の生息地である矢本海浜緑地、石巻市牧山一帯、竈峰山等については、積極的にその保全を図る。

4) 復興事業による農地の復旧の方針

市街化調整区域における浸水した一団の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業等により復旧し、良好な農地として再生を図る。

5) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の中心的な集落で、基礎的な公共公益施設や商店などの日常生活サービス機能が立地している地区については、生活サービス機能の確保などに努め、**周辺集落と連携する生活拠点の形成と地域コミュニティの維持を図る。**

また、良好な営農条件及び優れた居住環境が形成されている集落については、地区計画などにより、農業と都市環境との調和を図りながら優良農地と良好な居住環境の保全を図る。

なお、復興特区法の特例を活用して被災市街地復興土地区画整理事業等により整備している市街化調整区域内の住宅地等については、都市計画と土地利用現況との整合を図るため、市街化区域への編入及び検討を行う。

現行計画（参考）

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

美しい自然景観を有する特別名勝松島をはじめ、都市の骨格的な緑地を形成する南三陸金華山 国定公園、旭山、硯上山、万石浦周辺の硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地、主要な河川や万石浦等の水面及び沿川の緑地、貴重な動植物の生息地である矢本海浜緑地、石巻市牧山一帯、荻浜海岸部、竈峰山等については、積極的にその保全を図る。

4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の中心的な集落で、基礎的な公共公益施設や商店などの日常生活サービス機能が立地している地区については、生活拠点の形成、生活支援サービス機能の確保などに努める。また、地区計画など土地利用の規制・誘導方策の導入を検討し、居住環境と営農条件が調和した適正な土地利用の誘導を図る。

良好な営農条件並びに居住環境の確保を図ることが必要な集落地域については、農業と都市環境との調和を図りながら、必要な基盤整備を計画的に推進し、集落の活性化、居住人口の確保及び優良農地の保全を図る。

新市街地の形成を図る地区については、適正に市街地需要をみながら、市街地整備の見通しが明らかになった時点で、随時市街化区域編入の検討及び農業等の必要となる調整を行うものとする。

ただし、住居系の市街地整備にあつては、保留された人口フレームの範囲内とする。対象とする地区及び規模については次のとおりである。

また、東松島市の南浦地区は東松島市の中心地区と一体となって商業流通業務地の形成を図る。加えて、柳の目北地区は、県運転免許試験センターや病院、国道 45 号沿道に沿道サービス施設が立地しており、良好な交通条件を活かしながら、既存施設等と一体となった市街地の形成を図るものとする。

□ 計画的な市街地整備の見通しがある区域

市町名	地区名称	開発目的	区域面積
東松島市	小松谷地地区	商業流通業務地 (一部既存宅地)	約 13 ha

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現行計画（参考）

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

本区域の主要な道路ネットワークは、仙台周辺と三陸地域を結ぶ太平洋沿岸の国土軸である三陸縦貫自動車道と、石巻市中心部から放射状に延びる国道45号、国道108号、国道398号等から形成され、都市計画道路の整備延長は**95.8km**、整備率は**61.9%**（平成24年度末）と前回基礎調査時点（平成17年度末）から**20.8km**、**12.7ポイント**増加している。

しかしながら、石巻市中心部などでは長期未着手路線が多く、これが引き起こす慢性的な交通混雑が日常生活や産業活動に影響を及ぼしているため、市街地内の道路や、中心部を迂回する広域的な道路の整備が求められている。

また、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、高盛土道路の三陸縦貫自動車道を除く沿岸部の多くの道路が、流出した家屋や自動車により閉塞し、避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな支障をきたしたため、防災機能を有する新たな道路の整備が求められている。

JR仙石線とJR石巻線は、都市内や都市間の通勤・通学、観光などの移動・輸送を担っており、今後、予想される急速な人口減少・高齢社会の到来に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築や地球環境負荷の低減などに向けて、輸送力や輸送量の維持・充実や所要時間の短縮を図るとともに、自動車、自転車等の各種交通との結節機能の強化が求められている。

また、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、沿岸部の駅舎や軌道が流失し、長期間不通となるなど甚大な被害を受けた。現在は、復旧・復興が行われJR仙石線、JR石巻線は全線が開通されたが、これら公共交通ネットワークの維持・充実が求められている。

このような現況を踏まえ、目標とする都市圏構造の実現を図るため、交通施設の基本方針を次のとおり定め整備を促進していく。

□ 交通体系整備の基本方針

- 災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図る。
- 他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進する。
- 地球環境負荷の低減に向けて市街地の交通混雑を低減させる道路等の整備を図る。
- 人口減少・高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した公共交通ネットワークの構築に資する道路整備を推進する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

本区域は、仙台市方面と三陸地域を結び、太平洋沿岸の国土軸として位置づけられる三陸縦貫自動車道が通っており、この三陸縦貫自動車道を基軸として、国道45号、国道108号、国道398号等の主要国県道が骨格となって石巻市中心部から放射状に形成されている。

都市計画道路の整備延長は75.0km（平成17年度末）と前回基礎調査時点（平成8年度末）に比べて17.4kmが整備され、整備率は40.6%から49.2%へと進捗している。しかし、石巻市街地内で未整備路線が多くみられるとともに、本区域の骨格を形成する主要な道路が市街地内を経由すること等から、日常生活、産業活動に影響を及ぼしている。

また、鉄道は、JR仙石線とJR石巻線の2線があり、地域輸送や他圏域との都市間輸送及び観光輸送を担っており、自動車交通に過度に依存しない都市交通システム構築、地球環境に対する負荷削減等コンパクトな市街地形成に向け、輸送力の増強や所要時間の短縮等を図るとともに、観光や地域の需要に対応したバス、自動車、歩行者等の各種交通と鉄道との結節機能の機能強化が求められている。

今後は、広域的なネットワークを活用して仙台都市圏や他圏域との人的・物的交流を活発化するとともに、圏域内各都市相互の連携強化を図り、本区域が社会的及び経済的に自立的発展を遂げていくため、主要な土地利用（拠点）形成に向けた交通体系の整備を総合的に進めていく必要がある。

本区域においては、都市の将来像の実現に向けて、交通施設の基本方針を次のとおり定め整備を促進していく。

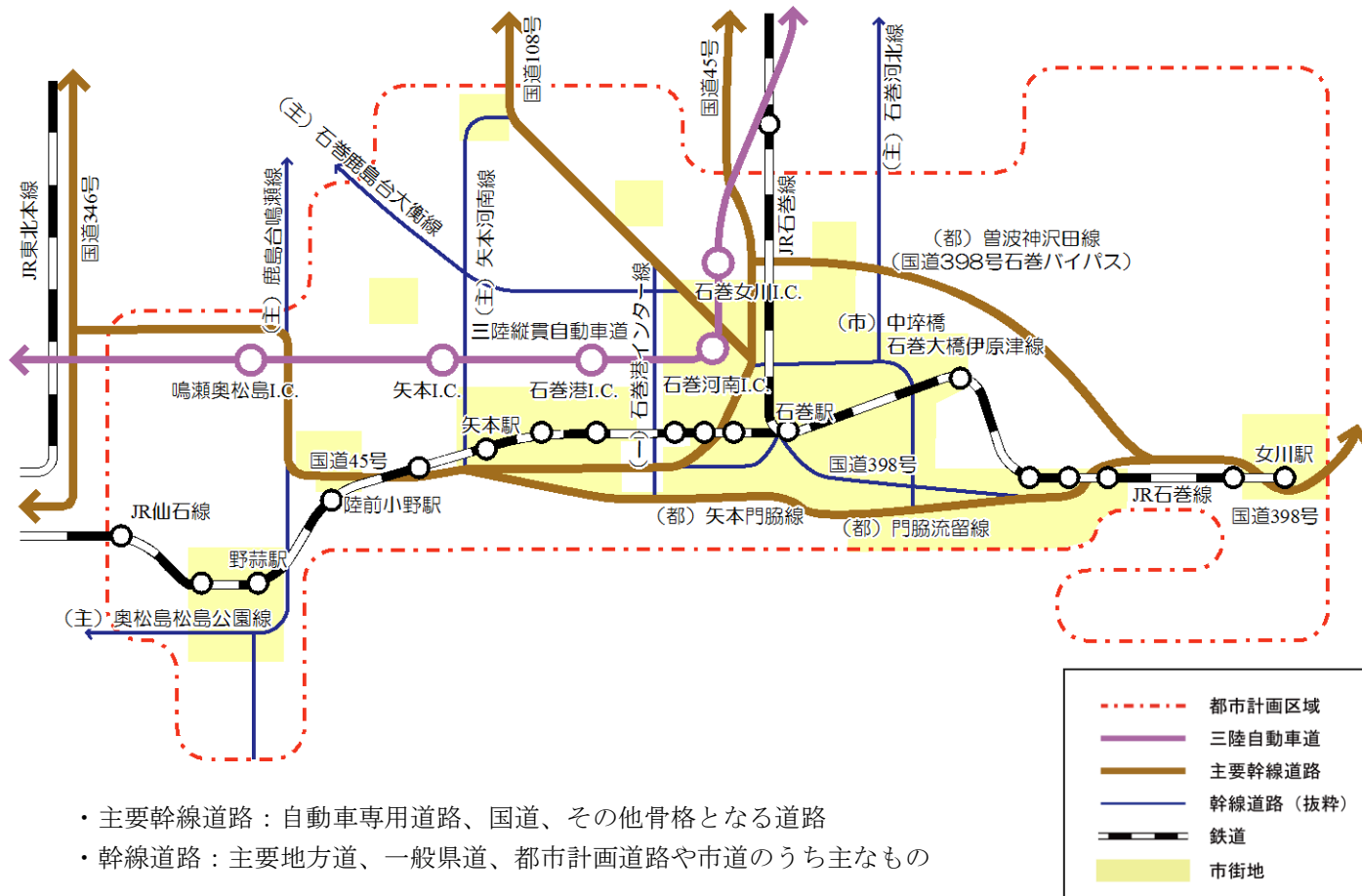
□ 交通体系整備の基本方針

- 広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保する
- 総合的な交通体系の確立による質の高い交通機能を確保する
- 市街地の利便性、安全性等の都市環境の向上を図る

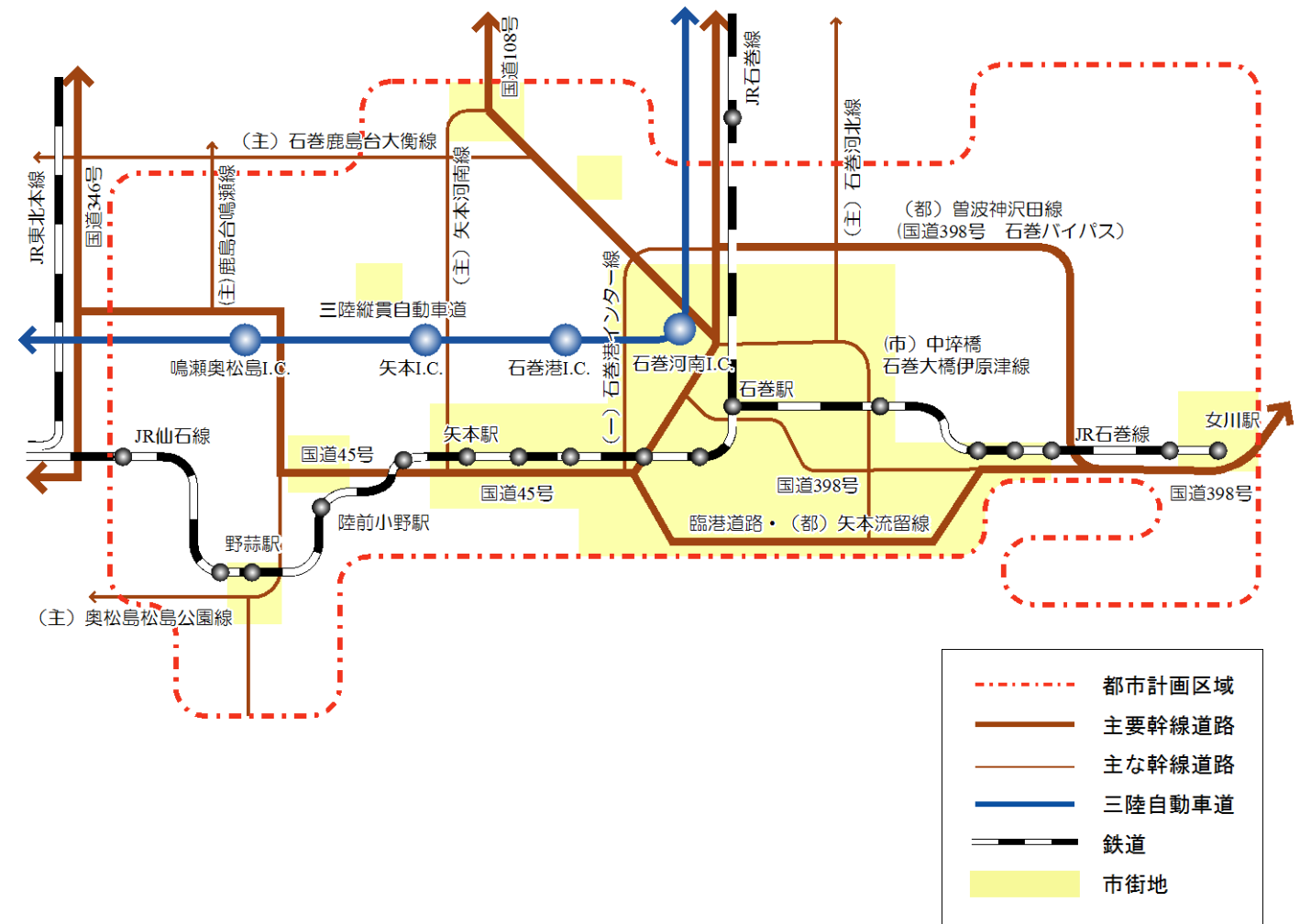
第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現行計画（参考）

□ 交通体系の整備の方針



□ 交通体系の整備方針



イ) 整備水準の目標

将来幹線道路ネットワークは、本区域の骨格を構成する主要幹線道路、市街地の土地利用を支援、誘導する骨格となる幹線道路、宮城県震災復興計画及び市町震災復興計画等で位置づけている主な都市計画道路等とし、その整備水準の目標を次のとおり設定する。

□ 整備水準の目標

	基準年	平成 32 年
幹線道路ネットワークの整備率	76.6 %	95.3 %

注) 平成25年3月末の整備率

なお、整備率の算出は以下のとおりとする。

整備率=(幹線道路ネットワークの整備済み延長(概成済含む)

+事業着手中及び予定の路線延長)÷幹線道路ネットワークの延長

幹線道路ネットワーク

・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路

・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

イ) 整備水準の目標

将来幹線道路ネットワークは「石巻都市圏総合交通体系調査（平成 9 年 3 月）」で設定した将来道路網基本計画案等を踏まえ、都市圏を形成する最も骨格的な路線、将来道路網基本計画案で幹線道路以上の機能を有する路線、宮城県土木行政推進計画及び市町計画で事業の見通しが高い路線及び4車線以上の車線数を有する路線の整備を推進し、道路網の整備目標水準及び将来幹線道路ネットワークの整備水準の目標を次のとおり設定する。

□ 整備水準の目標

項目	基準年 ^注	平成 42 年
幹線道路網の整備率	70.1 %	74.4 %

注) 基準年は、平成18年度末現在

表中の幹線道路網は、主要幹線道路及び幹線道路を対象（次図参照）

・主要幹線道路：自動車専用道路、国道

・幹線道路：主要地方道、4車線以上の都市計画道路 等

整備率=(幹線道路網の整備済み延長(概成済含む)+事業着手中の路線延長)÷幹線道路網の延長

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

2) 主要な施設の配置の方針

ア) 道 路

交通施設の整備に当たっては、広域的な道路ネットワークの結節点となる地理的条件を活かし、上位計画や目標とする都市圏構造・土地利用との整合や道路機能の明確化を図りながら、自動車やバスなどの公共交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めるとともに、災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路の整備を推進する。

i) 高規格幹線道路

仙台市をはじめとした本区域内外の広域交通需要への対応及び他圏域との連携強化を図り、新たな産業拠点の形成や観光地としての機能充実を図るとともに、沿岸部において防災機能を強化するため、三陸縦貫自動車道の四車線化等の整備を促進する。

ii) 主要幹線道路

国道 45 号、国道 108 号、国道 398 号等を主要幹線道路と位置づけ、三陸縦貫自動車道へのアクセスを強化し周辺圏域との連携強化を図るとともに、沿岸部において防災機能を強化するため、高盛土道路となる（都）門脇流留線の整備を推進する。

iii) 幹線道路

主要幹線道路と連携して市街地の交通機能強化を図るとともに、災害時における避難路・輸送路となる道路や復興まちづくりに関連する道路の整備を推進する。

iv) 交通広場

JR 仙石線と JR 石巻線が結節する石巻駅や、その他の JR 各駅周辺では、高齢者でも出歩きやすく、若年層にも魅力的なまちづくりに向けて、自動車、バス、歩行者等の各種交通と鉄道との有機的結合を図るため、必要に応じ交通広場の整備を検討していく。

イ) 駐車場

石巻駅周辺をはじめとする商業地では、買物目的の駐車場・駐輪場の確保が不十分であるため、交通渋滞や交通事故、放置自転車等の問題を引き起こし、これが中心商店街停滞の一因となっている。このため、道路整備に合わせて各地区の特性、機能に応じた計画的な駐車場・駐輪場整備を進め、商業機能の集約立地に伴う駐車需要増大に対応していく。

また、交通結節点として、今後とも通勤通学のための駐車・駐輪需要が大きく見込まれる鉄道駅周辺については、計画的な駐車場・駐輪場の整備を進めていく。

2) 主要な施設の配置の方針

ア) 道 路

交通施設の整備に当たっては、広域交通の結節点となる地理的条件を活用するとともに、上位計画・関連計画との整合、都市圏構造・土地利用との整合、道路機能の明確化等を図りながら、自動車交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めていくものとする。

i) 高規格幹線道路

本区域と仙台市をはじめとした圏域内外の広域交通需要への対応及び他圏域との連携強化を図るとともに、新たな産業拠点の形成や観光地としての機能充実を図るため、仙台湾岸から三陸沿岸において広域的なネットワークを形成する三陸縦貫自動車道を配置し、引き続き広域的な整備を促進する。

ii) 主要幹線道路

本区域の骨格を形成する国道 45 号、108 号、346 号、398 号等を主要幹線道路と位置づけ、将来交通量に対応した道路の整備を進めていく。

また、三陸縦貫自動車道を補完し、周辺の各圏域との交流、連携機能を強化する道路整備の促進や検討を進める。

iii) 幹線道路

三陸縦貫自動車道 I.C.へのアクセスを強化するとともに、主要幹線道路を補完し、中心市街地を取り囲み市街地内通過交通を迂回させるための外郭道路並びにこの外郭道路から地域内外の都市へとネットワークする道路として、（都）河南石巻工業港線等を配置し、その整備を進めていく。

iv) 駅前広場

JR 仙石線と石巻線が結節する石巻駅については、地域の表玄関として魅力あふれる空間づくりをさらに進めていくものとし、また、その他の各駅についても、バス、自動車、歩行者等の各種交通と鉄道との有機的結合を図るため、必要に応じ駅前広場の整備を進めていく。

イ) 駐車場

石巻駅前をはじめとする商業地では、買物目的の駐車・駐輪需要に対し、その利便性が十分ではないことから、交通渋滞や交通事故、放置自転車等の問題を引き起こしており、また、これが商店街停滞の一因ともなっている。

道路網整備と合わせて、各地区の特性、機能に応じた計画的な駐車場・駐輪場整備を進め、商業集積の拡充に伴う駐車需要の増大に対応していくものとする。

また、交通結節点として、今後とも通勤通学目的の駐車・駐輪需要が大きく見込まれる鉄道駅周辺については、計画的な駐車・駐輪場の整備を進めていく。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

ウ) 鉄道、バス等の公共交通

JR仙石線とJR石巻線については、沿線市町の復興まちづくりとあわせた復旧・復興により、平成27年5月30日までに全線の運行が再開された。また、JR仙石線の蛇田駅・陸前赤井駅間の新駅整備や、東北本線への乗り入れ（仙石東北ライン）による仙台方面への所要時間短縮などにより利便性の向上が図られた。今後は、「パーク・アンド・ライド」等の実施により交通結節機能の強化を図る。

バスについては、今後の急速な人口減少・高齢社会の到来や地球環境負荷の削減に対応するため、持続可能でだれもが暮らしやすい都市構造への転換とこれと連携した公共交通ネットワークの維持・拡充などにより、高齢者でも出歩きやすい都市交通環境の形成を図る。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業（1/2）

区 分	名 称	市町名	整備区間等	事業主体	
道 路	主 要 幹線道路	(都) 河南川尻線 (国道 398 号)	石巻市	八幡町～湊	宮城県
		(都) 女川海岸線 (国道 398 号)	女川町	鷲神浜～ 石浜	宮城県
		(都) 浦宿女川線 (国道 398 号)	女川町	浦宿～女川	宮城県
		(都) 曾波神沢田線 (国道 398 号 石巻バイパスⅡ期)	石巻市	南境～ 大瓜沢田	宮城県
		(都) 門脇流留線 (一) 石巻女川線)	石巻市	元明神～ 大街道東	宮城県
			石巻市	魚町	宮城県
		(都) 運河内海橋線 (国道 398 号)	石巻市	八幡町	宮城県

ウ) 鉄道、バス等の公共交通

JR 仙石線及び石巻線沿線地域における通勤通学需要の増大や、新たな市街地開発の動向に対応した増発、所要時間の短縮、新市街地開発を支援する新駅整備の具体化等、利便性の向上と交通結節機能の強化に向けて取り組むものとする。

また、地球環境に対する負荷削減等コンパクトな市街地形成に向けて、鉄道駅から観光や地域の需要に対応したバスネットワークの維持、拡充など、自動車交通に過度に依存しない都市交通システムの構築に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本都市計画区域における交通施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

区 分	名 称	市町名	整備区間等	事業主体	
道 路	主 要 幹線道路	(都) 曾波神沢田線 (国道398号 石巻バイパスⅠ期)	石巻市	蛇田～南境	宮城県
		(都) 曾波神沢田線 (国道398号 石巻バイパスⅡ期)	石巻市	南境～大瓜	宮城県
	幹線道路等	(主) 石巻鮎川線	石巻市	渡波	宮城県
		(都) 石巻工業港曾波神線	石巻市	門脇～蛇田	石巻市
		(主) 石巻河北線	石巻市	大瓜～開北橋	宮城県
		(一) 石巻女川線	女川町	浦宿	宮城県

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業 (2/2)

区 分	名 称	市町名	整備区間等	事業主体	
道 路	(都) 大街道石巻港線 (主) 石巻港線	石巻市	中央～門脇	宮城県	
	(都) 渡波稲井線	石巻市	渡波～真野	石巻市	
	(都) 石巻工業港曾波神線	石巻市	蛇田	石巻市	
	(主) 石巻鮎川線	石巻市	渡波	宮城県	
	(都) 石巻工業港湊運河線	石巻市	釜	石巻市	
	(都) 不動沢稲井線 (一) 石巻雄勝線	石巻市	湊～井内	宮城県	
	(都) 釜大街道線	石巻市	釜	石巻市	
	(都) 七窪蛇田線	石巻市	中里	石巻市	
	(都) 南光門脇線	石巻市	門脇	石巻市	
	(都) 門脇稲井線	石巻市	中央	石巻市	
	(都) 御所入湊線	石巻市	湊	石巻市	
	(都) 湊中央線	石巻市	湊	石巻市	
	幹線道路	(都) 矢本門脇線 (一) 石巻工業港矢本線	東松島市	矢本～門脇	宮城県
		(主) 奥松島松島公園線	東松島市	宮戸	宮城県
			東松島市	洲崎	宮城県
		(都) 大曲堺堀線	東松島市	大曲	東松島市
		(都) 野蒜 1 号線	東松島市	野蒜	東松島市
		(都) 野蒜 2 号線	東松島市	野蒜	東松島市
		(都) 上河戸下浦線	東松島市	東矢本	東松島市
		(都) 東矢本駅前線	東松島市	東矢本	東松島市
(都) 大曲浜線		東松島市	大曲	東松島市	
(一) 石巻女川線		女川町	浦宿	宮城県	
(主) 女川牡鹿線	女川町	高白	宮城県		
	女川町	小乗浜	宮城県		

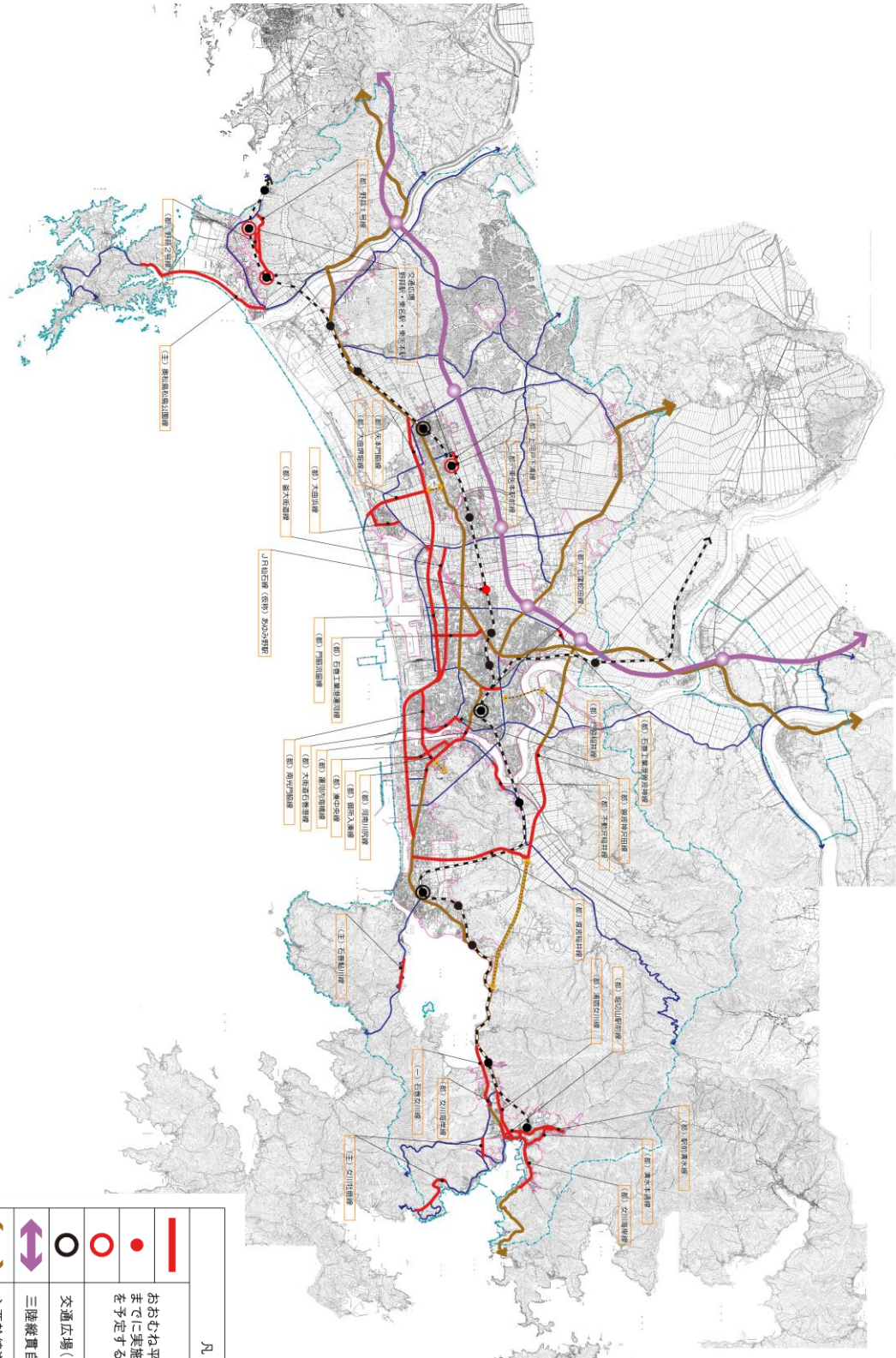
第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

	(都) 堀切山駅前線	女川町	女川浜	女川町
	(都) 駅前清水線	女川町	女川浜	女川町
	(都) 清水本通線	女川町	女川浜	女川町
交通広場	(都) 野蒜 2 号線	東松島市	仙石線東名駅	東松島市
	(都) 野蒜 1 号線	東松島市	仙石線野蒜駅	東松島市
	(都) 東矢本駅前線	東松島市	仙石線 東矢本駅	東松島市

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

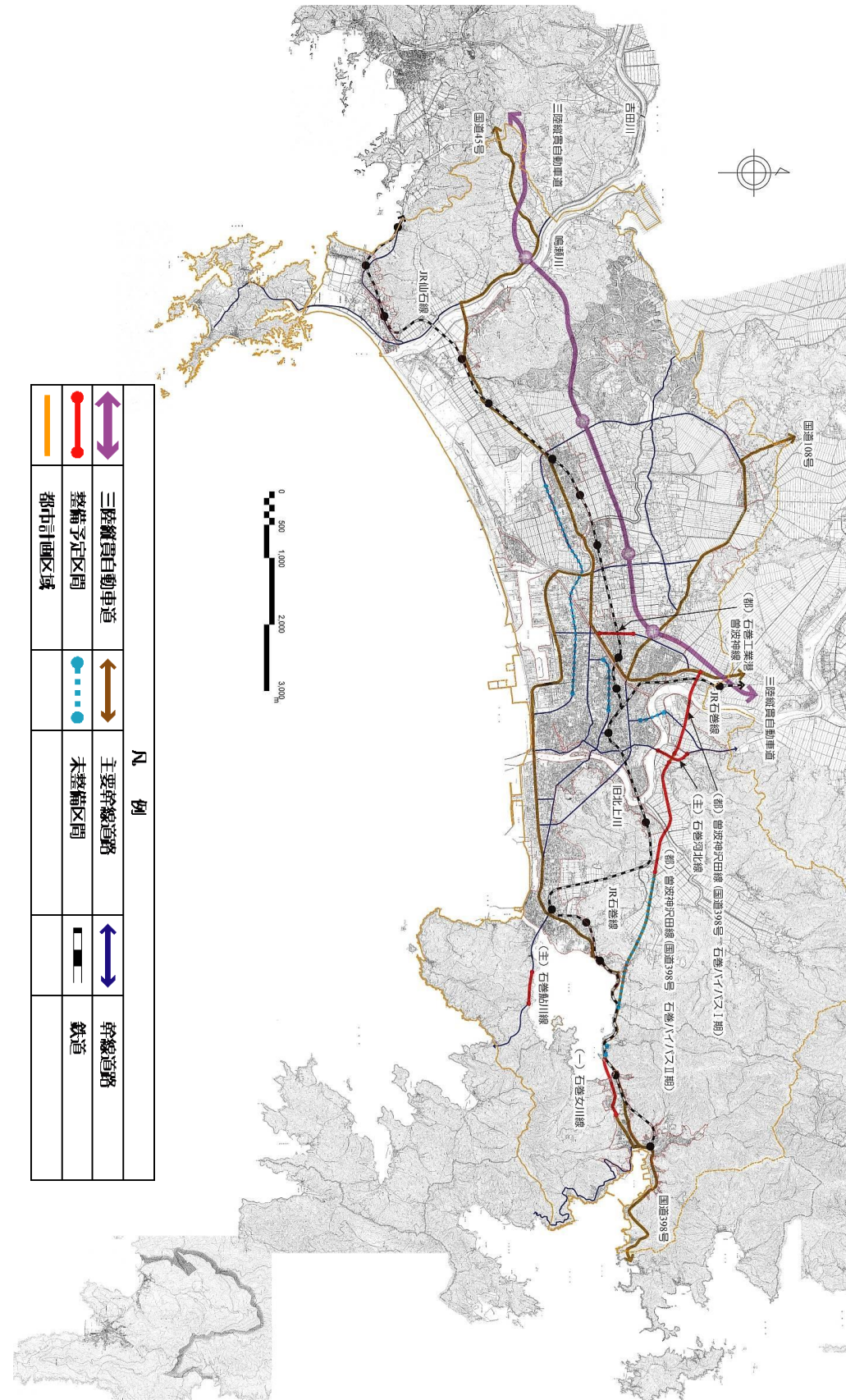


- 主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
- 幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

凡例	
—	道路
●	駅
○	交通広場
○	おおむね平成32年頃までに実施することを予定する事業
↔	三陸縦貫自動車道
↔	主要幹線道路
↔	幹線道路
↔	未整備区間
↔	都市計画区域
↔	市街化区域

現行計画（参考）

□ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業



凡例	
↔	三陸縦貫自動車道
↔	整備予定区間
↔	都市計画区域
↔	主要幹線道路
↔	未整備区間
↔	幹線道路
↔	鉄道

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

② 下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 下水道及び河川・海岸の整備の方針

i) 下水道

市街地、農山漁村等を含めた市町全域で効率的な汚水処理施設の整備をより一層推進するため、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備を行っていく。

また、被災した施設の早期復旧を図るとともに、確実に安定した下水処理を実施するため、老朽化施設や耐用年数が経過した施設を適切な時期に改築・更新するとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして大規模災害時にもその機能が発揮できるよう、施設の耐震化や代替処理機能の確保を図っていく。

雨水については、東北地方太平洋沖地震に伴う広域地盤沈降により浸水被害の危険性が一層高まった地区もあるため、排水区域の見直しや新たな排水施設の整備などにより、総合的な対策を図っていく。

汚水については、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、特に人口及び産業の集積している地区や復興特区法の特例を活用して整備している新市街地などについて、整備手法の効率的な組み合わせにより重点的に整備を進めていく。

□ 下水道整備の基本方針

- 被災施設の復旧や老朽化施設の更新、及び施設の耐震化等を推進する
- 市街地の動向と十分に整合を図り、効率・効果的な施設整備を推進する
- 雨水については、広域地盤沈降により浸水被害の危険性が一層高まった地区について、総合的な対策を図る
- 汚水については、人口・産業集積地区や新市街地について、重点的な整備を図る

□ 下水道処理計画

市町名	名 称	処 理 区 名	下水道人口普及率 平成 26 年 3 月末
石巻市	流域関連公共下水道	北上川下流	60.6 %
	流域関連公共下水道	北上川下流東部	
東松島市	流域関連公共下水道	北上川下流	70.8 %
女川町	流域関連公共下水道	北上川下流東部	66.1 %

現 行 計 画 (参 考)

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

i) 下水道

全ての住民が快適な生活を営むことができるよう、活動（生活、営業、生産等）の結果として生じる生活排水を下水道をはじめとする種々の処理施設により、「更に生きる水」として甦らせ、水環境循環型の豊かな環境形成を図る。

下水道は、快適で質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理の実施については、集合処理として下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、個別処理として浄化槽の施設について、効率的・効果的な整備を推進する。

また、安定・確実な下水処理を実施するため、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設について、適期での改築・更新を行うとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして、大規模な地震発生時にも下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化事業を推進する。

本区域における下水道は、流域関連公共下水道事業及び単独公共下水道事業により整備が進められており、石巻市は 2 処理区、東松島市は 2 処理区、女川町は 1 処理区による処理計画となっている。

平成 20 年度末現在、下水道処理人口普及率は、石巻市が 52.1%、東松島市が 58.1%、女川町が 40.2%となっており、県平均の 75.9%を大きく下回っている状況にある。

これより、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、特に人口及び産業の集積している区域について整備手法の効率的な組み合わせにより引き続き重点的に整備を促進していく。

□ 下水道整備の基本方針

- 市街地の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進する
- 市街地の汚水の排除、処理については効率的に施設整備を推進する
- 市街地の雨水の排除は放流河川の整備との整合を図りつつ施設整備を推進する

□ 下水道処理計画

市町村名	旧市町村名	事 業 名	処 理 区 名
石巻市	石巻市、河南町	流域関連公共下水道	北上川下流
	石巻市	流域関連公共下水道	北上川下流東部
東松島市	矢本町	単独公共下水道	中 沢
	矢本町、鳴瀬町	流域関連公共下水道	北上川下流
女川町	—	流域関連公共下水道	北上川下流東部

ii) 河川・海岸

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、河川・海岸堤防も甚大な被害を受けたため、津波対策として、海岸部における防潮堤などの河川・海岸堤防整備とともに、広域地盤沈降により洪水の危険性が高まっている低平地部において堤防沈下戻し等を行うことにより、上下流一体となった総合的な河川・海岸整備を進めていく。

また、近年多発する自然災害への対策として、特に市街地中心部への影響が大きい中小河川については、その市街地整備と連携した治水対策事業などを重点的、効率的に推進し、安心で安全な地域づくりを進めるとともに、水質や豊かな水辺環境の保全に向けて水資源の確保、流水の正常な機能の維持などの河川環境保全を図っていく。

□ 河川・海岸整備の基本方針

- 被災施設の復旧と津波対策、自然災害対策のための上下流一体となった総合的な施設整備を推進する
- 市街地中心部を流れる中小河川について、その市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する。
- 水質や豊かな水辺環境の保全を図っていく

iii) その他の都市施設

一般廃棄物の処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築を図っていく。

イ) 整備水準の目標

i) 下水道

公共下水道については、市街化区域及びその隣接する人口集積の高い集落について、処理可能となるよう目標を定める。

ii) 河 川

安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川・海岸整備を重点的、効率的に推進するとともに、近年多発する大規模自然災害への防災・減災対策の推進が必要である。

治水事業は、住民が安全に安心して暮らせる地域づくりに向けた最も根幹的な基盤整備事業であり、洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった計画的な整備を早急かつ着実に推進していく必要がある。特に、震災・津波対策の推進、安心で安全な地域づくり、みやぎ緊急水害対策プロジェクトの推進、維持管理の充実と豊かな水辺環境の保全と創造及び地域社会との連携強化と協働の推進を基本目標とする。

本区域においては、一級河川の旧北上川が中央部を南北に貫流するなど多くの河川があり、地域内の生活用水や農業用水として利用されているが、特に市街地への影響が大きい中小河川については、市街地の内水対策のため、下水道と一体的に河川の改修を進めることが必要である。

このため、事業箇所の優位性を明確にし、整備優先順位の高い箇所の整備を促進するとともに、適正な進行管理のもと「見える川づくり」を推進していく。

□ 河川整備の基本方針

- 安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川・海岸整備を重点的、効率的に推進する
- 洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった水行政を推進する
- 河川改修は治水機能を阻害しない範囲で、その環境機能を十分発揮するよう整備を推進する
- 下水道施設の整備との整合を図りつつ市街地内中小河川の改修を推進する

iii) その他の都市施設

一般廃棄物の処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

イ) 整備水準の目標

i) 下水道

公共下水道については、全ての市街化区域及びその隣接する人口集積の高い集落について、処理可能となるよう目標を定める。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

ii) 河川・海岸

河川・海岸については、津波対策や市街地中心部及び治水上の隘路箇所及び被害頻度の高い河川の整備を優先する。特に、治水対策については、必要性や緊急性を比較検討の上、整備効果が大きく 5～10 年で一定の効果が発揮される事業箇所について一連の区間を整備していく。

2) 主要な施設の整備目標

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市 町 名
下水道	北上川下流流域関連公共下水道	石 巻 市 東 松 島 市
	北上川下流東部流域関連公共下水道	石 巻 市 女 川 町
河 川	鳴瀬川水系直轄河川改修事業	東 松 島 市
	旧北上川水系直轄河川改修事業	石 巻 市
	北上川下流水系直轄河川改修事業	石 巻 市
海 岸	海岸施設災害復旧事業	石 巻 市 東 松 島 市 女 川 町

資料：宮城県土木行政推進計画他

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

震災前は、一部で大規模な土地区画整理事業が行われたほかは、小規模かつ分散的な民間開発行為により市街化が進んできた。

震災後は、大津波により被災した市街地化区域や市街化区域に隣接する市街化調整区域において、復興特区法の特例を活用した土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、新市街地整備が行われている。

今後の市街地開発に当たっては、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地への人口収容を図っていくとともに、居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討することにより、既存の都市基盤や義務教育施設等を前提とした集約型市街地の形成を図っていく。

現 行 計 画 (参 考)

ii) 河 川

河川については、資産が集中する住宅市街地や治水上のボトルネック箇所などを優先し、改修の必要性や緊急性を比較検討の上、特に、整備効果が大きく 5～10 箇年で一定の効果が発揮される事業箇所について一連の区間を整備していく。

2) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道及び河川のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市 町 名	事業主体
下水道	北上川下流流域関連公共下水道	石 巻 市 東 松 島 市	石 巻 市 東 松 島 市
	北上川下流東部流域関連公共下水道	石 巻 市 女 川 町	石 巻 市 女 川 町
河 川	鳴瀬川水系直轄河川改修事業	東 松 島 市	東 松 島 市
	旧北上川水系直轄河川改修事業	石 巻 市	石 巻 市
	北上川下流水系直轄河川改修事業	石 巻 市	石 巻 市

資料：宮城県土木行政推進計画他

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街化の進展は、一部で大規模な土地区画整理事業が行われている他は、小規模かつ分散的な民間開発行為により市街化が進んできた。このため、従来からの市街地では、地形等の制約条件、古くからの狭隘道路や行き止まり路の未改良、道路や公園の量的な不足等、公共施設の未整備による各種都市機能の停滞がみられる。また、商業を取り巻く環境の変化や、人口減少、少子高齢化の進展などを背景に、中心市街地の衰退、空洞化などの問題が生じてきており、土地利用及び都市機能の高度化が重要な課題となっている。

今後の市街地開発に当たっては、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画等の導入を検討し、土地利用の更新及び都市基盤施設の整備を図る。その他の市街地においても、良好な都市環境の創出を図るため、都市施設の整備を進めるとともに、市街地内の未整備地区については土地区画整理事業、地区計画の導入を検討する。

なお、市街地の開発に当たっては、都市レベルでの視点及び各生活単位（住区）の視点から、道路、公園、下水道、河川等の都市基盤施設や義務教育施設の整備と面的整備が、それぞれ効率的に行われるよう、全体的な整備プログラムを考慮した開発、整備を進めていく。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

② 市街地整備の目標

おおむね平成32年頃までに、実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

地区名称	市町名	整備手法	整備目的	事業主体
新蛇田	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新蛇田南	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新蛇田南第二	石巻市	土地区画整理事業	業務地	石巻市
あけぼの北	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新渡波	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新渡波西	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
下釜第一	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
中央一丁目	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新門脇	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
湊東	石巻市	土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊北	石巻市	土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊西	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
上釜南部	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
下釜南部	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
中央一丁目 14・15 番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
中央三丁目 1 番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
立町二丁目 5 番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
野蒜北部丘陵	東松島市	土地区画整理事業	住宅地	東松島市
東矢本駅北	東松島市	土地区画整理事業	住宅地	東松島市
大曲浜	東松島市	土地区画整理事業	工業地	東松島市
中心部	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町
宮ヶ崎	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町
陸上競技場跡地	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町

現行計画（参考）

② 市街地整備の目標

本区域において、おおむね 10 年以内に、継続を含め実施することを予定する市街地開発事業は、次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

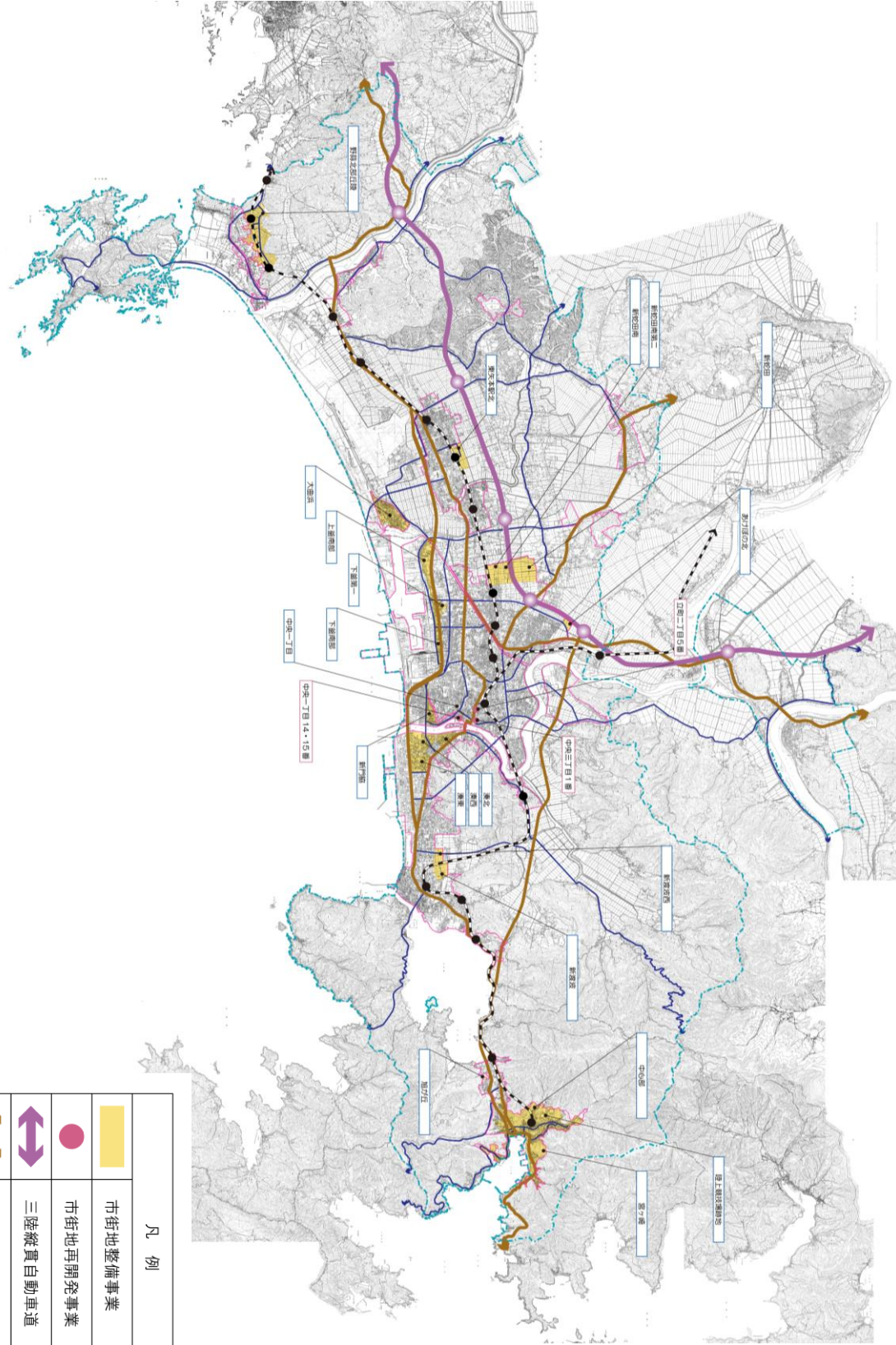
地区名称	市町名	整備主体	整備手法	整備目的	面積 (ha)
南境	石巻市	組合	土地区画整理事業	住宅地	約23
渡波北部	石巻市	組合	土地区画整理事業	住宅地	約19
蛇田北部	石巻市	組合	土地区画整理事業	住宅地	約17
蛇田西部	石巻市	組合	土地区画整理事業	住宅・業務地	約30
蛇田中央	石巻市	組合	土地区画整理事業	住宅地	約56
雲雀野（潮見町）	石巻市	宮城県	公有水面埋立事業	工業地	約4
雲雀野（雲雀野町）	石巻市	宮城県	公有水面埋立事業	工業地	約6
大溜	東松島市	組合	土地区画整理事業	住宅地	約2
小松谷地	東松島市	民間	開発行為	商業・業務地	約13

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現行計画(参考)

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

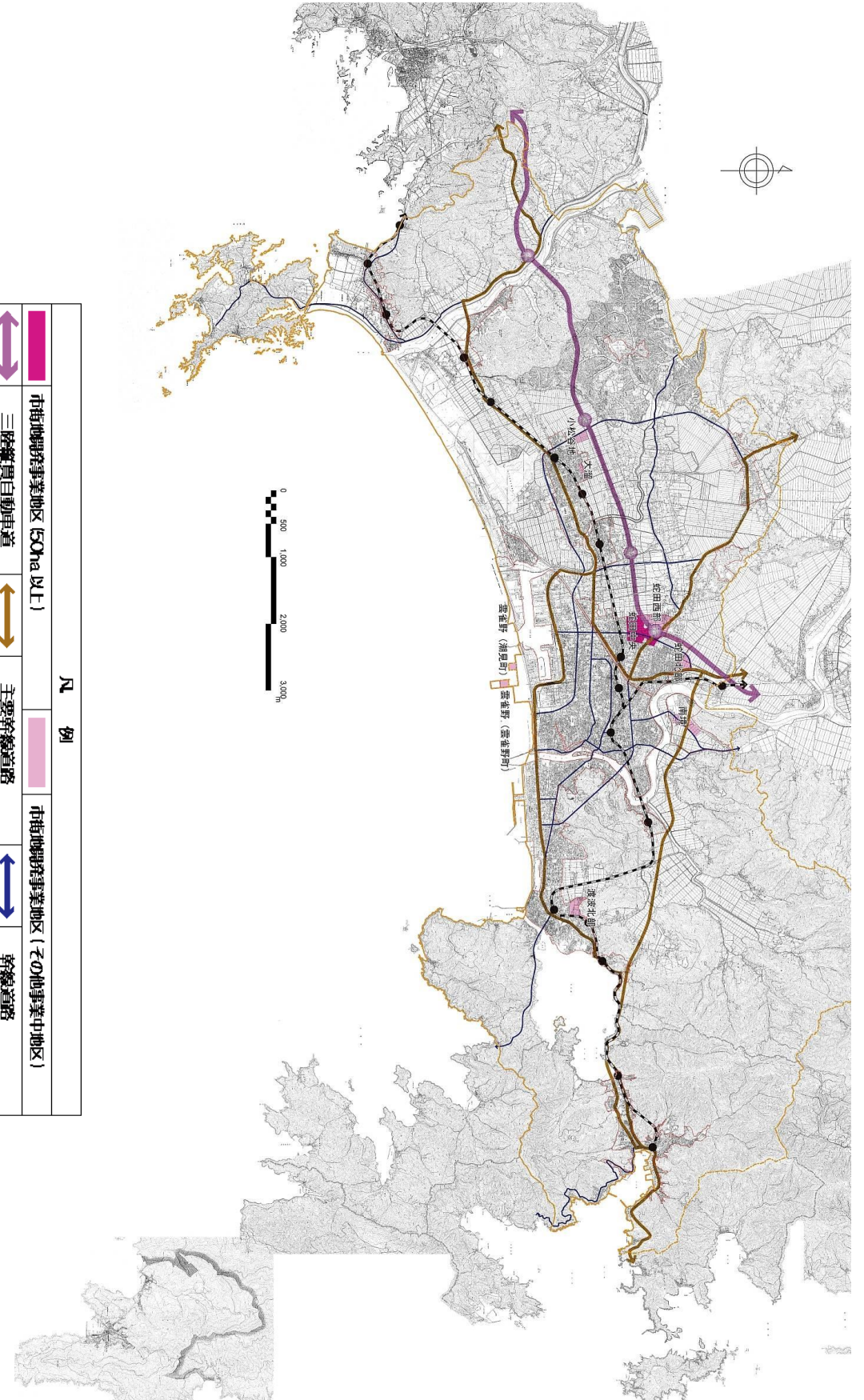
□ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業



・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
 ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

凡例	
	市街地整備事業
	市街地再開発事業
	三陸縦貫自動車道
	主要幹線道路
	幹線道路
	都市計画区域
	市街化区域

凡例	
	市街地開発事業地区(50ha以上)
	三陸縦貫自動車道
	鉄道
	主要幹線道路
	都市計画区域
	幹線道路
	市街地開発事業地区(その他事業中地区)



第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ) 都市計画公園・緑地の確保目標水準

都市計画公園・緑地の整備水準の目標を次表のとおりとする。

□ 整備水準の目標（都市計画公園・緑地）

	基準年	平成 32 年
都市計画公園・緑地の供用面積	161.0 ha	320.0 ha

注) 基準年は平成25年3月末現在

基準年の面積＝都市計画公園・緑地の供用済みの面積

目標年の面積＝基準年の面積 + 都市計画決定し、供用予定の公園・緑地面積

2) 主要な自然的環境の配置の方針

自然的環境の配置計画に当たっては、主として存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに均衡ある配置を図る。

ア) 環境保全系統

優れた自然資源、既成市街地に隣接する保安林、河川区域、都市基幹公園等を都市の骨格を形成する緑地として保全する。

また、県立自然公園旭山や硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地等の保全を図り、市街地内の環境の維持向上に向け、都市公園の整備を行うほか、地域緑化、道路緑化を進めていくとともに、市街地環境の維持、向上を図るため、良好な屋敷林、斜面緑地、主要神社の緑地、史跡、並木等の整備、保全を図る。

現行計画（参考）

2) 緑地の確保目標水準

都市計画区域全体の緑地の整備、保全の体系を勘案しつつ、市街化区域内に都市計画決定する緑地と、市街化区域の周辺に計画する緑地のうち機能性、隣接性、地形的一体性、緑地の同質性等から、市街化区域内に計画決定する緑地と同等の効用を有することとなるものを含めて、その確保目標水準を、次表のとおりとする。

□ 緑地の確保目標水準

	基準年 ^注	平成 42 年
都市計画区域に対する割合	11.4 %	12.7 %

注) 基準年は平成18年度末現在

緑地の確保目標水準＝（施設緑地＋地域制緑地の整備済み面積）÷都市計画区域面積

・施設緑地：都市公園、都市公園以外の学校やグラウンド等の永続性のある施設緑地

・地域制緑地：県立自然公園、河川区域等の関連法で保全されている区域 等

3) 都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域において、前記の緑地のうち、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口1人当たりの目標水準は、次表のとおりとする。

□ 都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	基準年 ^注	平成 42 年
施設として整備すべき緑地の面積	551.2ha	617.8ha
都市計画区域内人口1人当たりの目標水準	32.1 m ² /人	44.0 m ² /人

注) 基準年は平成18年度末現在

表中の施設として整備すべき緑地の面積は、都市計画公園・緑地等（都市計画決定済み及び決定予定を含む）の合計値

施設緑地の面積＝都市計画区域内の施設緑地の供用済み面積（目標値は市町ヒアリングによる）

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1) 環境保全系統

優れた自然資源、既成市街地に隣接する保安林、河川区域、都市基幹公園等は都市の骨格を形成する緑地として保全する。

また、県立自然公園旭山や硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地等の保全を図り、市街地内の環境の維持向上に向け、都市公園の整備を行うほか、地域緑化、道路緑化を進めていくとともに、市街地環境の維持、向上を図るため、良好な屋敷林、斜面緑地、主要神社の緑地、史跡、並木等の整備、保全を図る。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現 行 計 画 (参 考)

イ) 歴史文化系統

文化財として極めて高い価値を持つ寺院、神社、史跡や特別名勝松島等の優れた自然環境を保全するとともに、日本最大と言われる里浜貝塚周辺や野蒜築港跡、石巻市の沼津貝塚、東松島市の滝山横穴古墳群、女川町の三十三観音周辺等については歴史的遺構の活用を図り、歴史文化拠点として位置づけ、総合的な施設・景観整備を進める。

また、本県沿岸部の**アメニティ軸を構成し**、歴史的河川である東名運河、北上運河については、**その景観等**を保全するとともに、公園・緑地の整備等と連携し、周辺の自然環境に配慮した統一性のある整備を図っていく。

ウ) 景観構成系統

特別名勝松島は日本三景の一つとして優れた景観を有しており、国際化の時代に対応する質の高い観光地として整備する際にもこれらの景観を損わないように配慮する。

また、旧北上川河口部の都市景観と、三陸復興国立公園の一部をなす女川町東部の海岸や、万石浦周辺の区域などの優れた景観を構成する市街地周辺の丘陵地等の保全を図っていく。

エ) レクリエーション系統

特別名勝松島に代表される松島湾一帯はその景観に十分配慮しながら松島町や**周辺市町**と一体となって国際観光・リゾート拠点として整備するほか、増大する海洋性観光レクリエーション需要に対応する拠点として万石浦等の海浜部やサン・ファン・パウティスタパークを活用し、親水空間の確保に配慮した緑地等快適で魅力ある空間の創造を図る。

また、**本区域**におけるスポーツ活動の拠点として、石巻市の総合運動公園整備を進めるとともに、これを機能的に補完するものとして東松島市、女川町の運動公園を位置づける。

さらに、海水浴場や野外活動の場として、震災前に県内外からの利用があった海岸や公園等については、施設や周辺地の復旧状況に合わせ、その利活用の検討を進めていく。

オ) 防災系統

自然災害防止や被害低減のために、保安林などを積極的に保全していくほか、津波被害を低減させるための防災緑地や、避難場所・災害応急活動拠点としての**防災公園や追悼・鎮魂の場を兼ね備えた**防災公園の整備を進めていく。

また、工業団地等と隣接あるいは近隣する住宅地との間に緩衝緑地帯を設けるほか、密集市街地での延焼防止機能を持つ樹林地やオープンスペースとしての河川緑地の保全を図っていく。

2) レクリエーション系統

特別名勝松島に代表される松島湾一帯はその景観に十分配慮しながら松島町と一体となって国際観光・リゾート拠点として整備するとともに、増大する海洋性観光レクリエーション需要に対応する拠点として万石浦等の海浜部やサン・ファン・パウティスタパークの活用や親水空間の確保に配慮した緑地等快適で魅力ある空間の創造を図る。

広域圏におけるスポーツ活動の拠点として、石巻市に総合運動公園の整備を進めるとともに、これを機能的に補完する拠点として東松島市、女川町の運動公園を位置づける。

さらに、海水浴場や野外活動の場として、県内外からの利用がある野蒜海岸一帯や東松島市海浜緑地については多様な海岸リゾートの展開を図るとともに、これらの公園、緑地等、主要なレクリエーション施設を有機的に結びネットワーク化を図るため、緑道等の整備を進めていく。

3) 防災系統

自然的災害防止・緩和に係る緑地として、砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林、土砂災害危険区域、地すべり防止区域等の指定区域を積極的に保全していく。

また、人的災害に係る緑地として、工業団地等と隣接あるいは近隣する住宅地との間に緩衝緑地帯を設けるとともに、密集市街地での延焼防止機能を持つ樹林地及びオープンスペースとしての河川の保全を図る。

4) 景観構成系統

特別名勝松島は日本三景の一つとして、我国有数の優れた景観を有しており、国際化の時代に対応する質の高い観光地として整備するに当たってもこれらの景観を損わないように配慮する。

また、旧北上川河口部の市街地内都市景観のほか、南三陸金華山国定公園の一部をなす女川町東部の海岸部分、万石浦周辺の区域などの優れた景観を構成する市街地周辺の区域の丘陵地等の保全を図っていくなど、都市の風致に留意する。

5) 歴史文化系統

文化財として極めて高い価値を持つ寺院、神社、史跡や特別名勝松島等の優れた自然環境を保全するとともに、日本最大と言われる里浜貝塚周辺や野蒜築港跡、石巻市の沼津貝塚、東松島市の滝山横穴古墳群、女川町の三十三観音周辺等については歴史的遺構の活用を図り、歴史文化拠点として位置づけ、総合的な施設・景観整備を進める。

また、本県沿岸部のアメニティ軸を構成し、歴史的河川である東名運河、北上運河については、地域の自然、歴史、文化が深く刻み込まれた水と緑を今後とも保全していくとともに、"歴史のかおる運河"（北上運河水面緑地）として総合的な施設・景観の維持・整備を進めていく。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の配置方針は次表のとおりとする。

□ 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の種別	配置の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び防災集団移転促進事業等を勘案し、適正な規模の公園用地の確保を図る。
総合公園	南浜地区復興祈念公園（仮称）の整備を図る。
運動公園	石巻市の総合運動公園整備を進め、東松島市、女川町の運動公園でこれを補完する。
広域公園	本区域全体を対象圏域とした広域公園として矢本海浜緑地を位置づけ、その整備、確保を図る。
特殊公園	歴史公園を石巻市（沼津貝塚公園）、風致公園を東松島市（滝山風致公園、牛網公園）に位置づけ、その整備、確保を図る。
その他	石巻市東部に防災緑地の整備を図る。また、定川、東名運河及び北上運河の河川緑地を確保する。

イ) 特別緑地保全地区等の指定方針

特別緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

□ 特別緑地保全地区等の指定方針

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区	石巻市街地の羽黒山、日和山の斜面、樹林地等、東松島市の小野城跡について指定の検討を行う。
風致地区	市街地から望見される石巻市市街地北部及び東部の丘陵地、万石浦、女川湾を囲む丘陵地等景観構成上重要な緑地について保全の検討を行う。また、東松島市の牛網池周辺、大仏山周辺、富山一帯について指定の検討を行う。

現 行 計 画（参 考）

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は次表のとおりとする。

□ 都市公園・緑地等の配置方針

公園緑地等の種別	配置の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び将来の見通し等を勘案し、適正な規模の公園用地の確保を図る。
総合公園	東松島市奥松島公園の維持、整備を図る。
運動公園	石巻市に広域的利用に対応できる総合運動公園を引き続き整備し、東松島市、女川町の運動公園でこれを補完する。
広域公園	東松島市海浜緑地を都市圏全体を対象圏域とした広域公園と位置づけ、その整備、確保を図る。
特殊公園	歴史公園を石巻市（沼津貝塚公園）、風致公園を東松島市（滝山風致公園、牛網公園）に位置づけ、その整備、確保を図る。
その他	定川、東名運河及び北上運河の河川緑地を確保する。

2) 特別緑地保全地区等の指定方針

本区域における特別緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

□ 特別緑地保全地区等の指定方針

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区	石巻市市街地の羽黒山、日和山の斜面、樹林地等、東松島市の小野城跡、南余景の貴重な自然を有する地区について指定の検討を行う。
風致地区	市街地から望見される石巻市市街地北部及び東部の丘陵地、万石浦、女川湾を囲む丘陵地等景観構成上重要な緑地について保全の検討を行う。また、東松島市の牛網池周辺、大仏山周辺、富山一帯について指定の検討を行う。

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

4) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市 町 名
運動公園	石巻市総合運動公園（3 工区）	石巻市
総合公園	南浜地区復興祈念公園（仮称）	〃
特殊公園 (広域公園)	矢本海浜緑地	東松島市
防災緑地	防災緑地 1 号	石巻市
	防災緑地 2 号	〃

現 行 計 画（参 考）

④ 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地、公共空地等のうち、優先的におおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市 町 名	事業主体
運動公園	石巻市総合運動公園（Ⅱ期）	石 巻 市	石 巻 市

第 110 号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

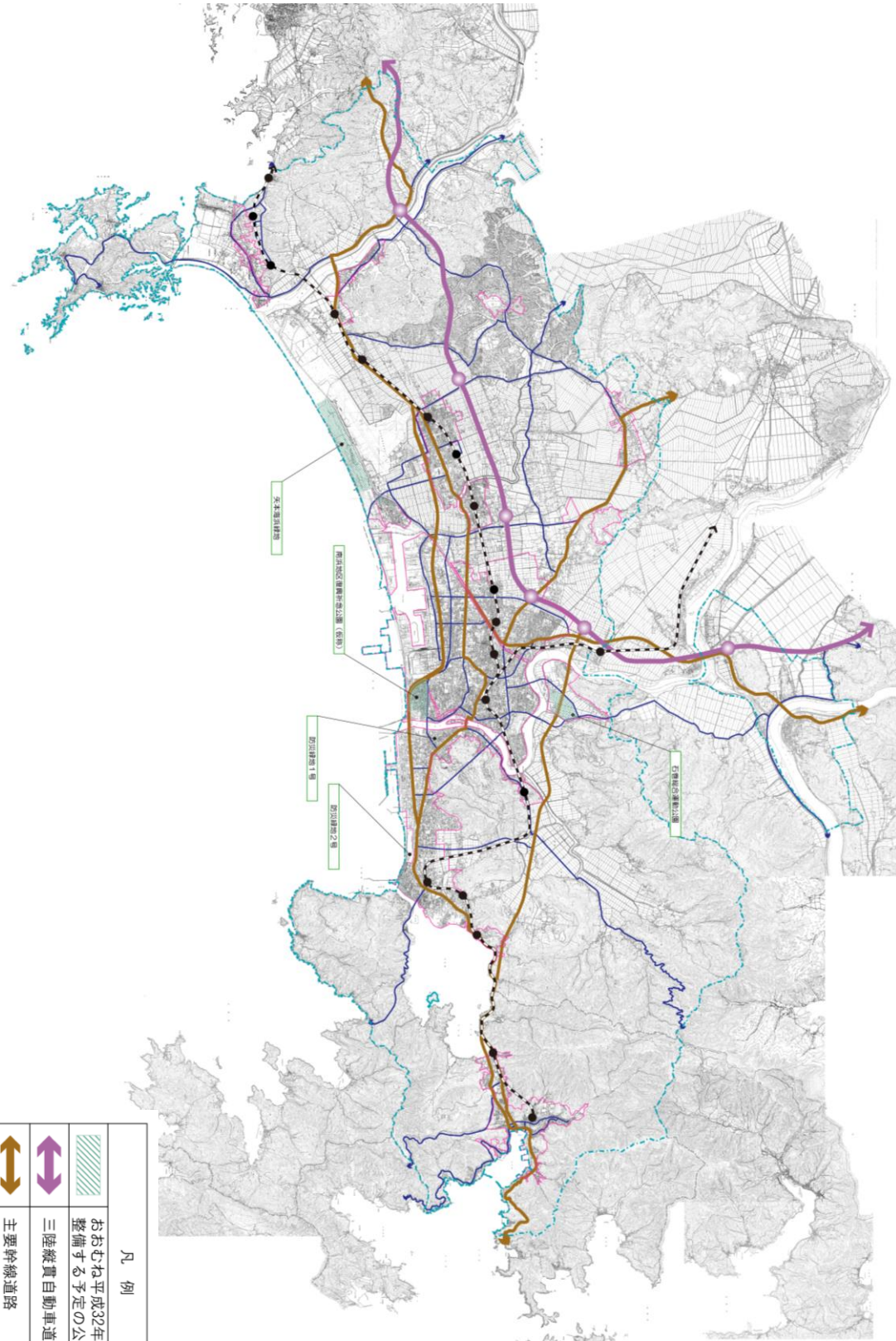
現行計画（参考）

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

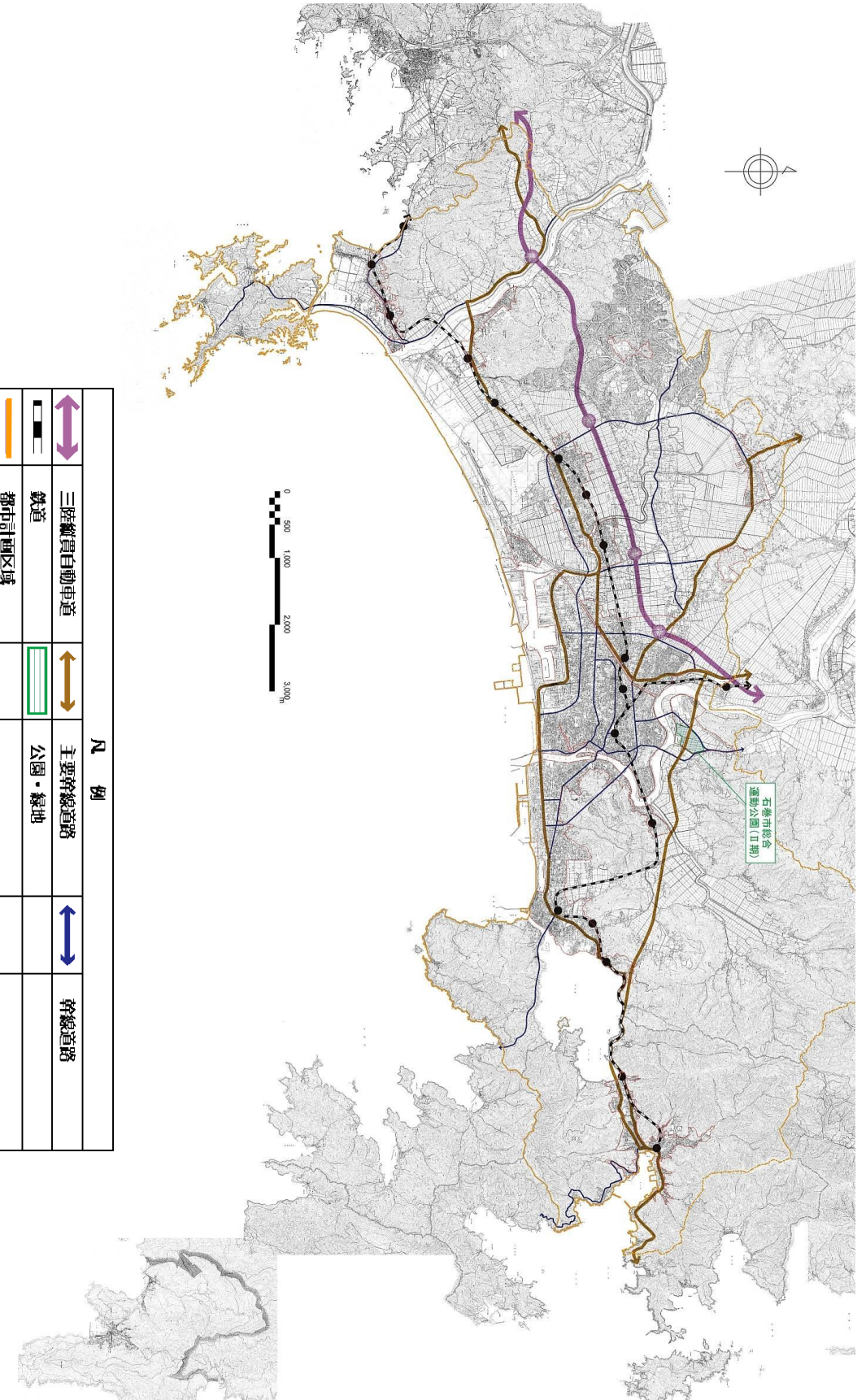
□ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
 ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

凡例	おおむね平成32年頃までに整備する予定の公園・緑地
	市街化区域
	都市計画区域
	幹線道路
	主要幹線道路
	三陸縦貫自動車道



	三陸縦貫自動車道	凡例		幹線道路
	鉄道		主要幹線道路	
	都市計画区域		公園・緑地	



(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震・津波災害に対する方針

ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

津波による災害発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内について、津波が発生した場合でもその都市機能が維持されるよう、有すべき各機能に係る施設を一団の施設として整備していく。

また、津波発生時の拠点として、当該市街地が有している機能（住宅・業務・公益）を十分発揮できるよう努める。

□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業

名 称	市町名	事業主体
石巻駅周辺地区津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市
須江地区内陸型産業用地津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市
野蒜駅周辺地区津波復興拠点整備事業	東松島市	東松島市
東矢本駅北地区津波復興拠点整備事業	東松島市	東松島市
女川駅前地区津波復興拠点整備事業	女川町	女川町

イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、高盛土道路の三陸縦貫自動車道など広域幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が認識されたため、広域幹線道路網を中心とした防災機能を有する新たな広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な警報発令や避難誘導などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。

